第５回　大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和２年４月３日（金）

15 時 00 分～

場所：市役所５階特別会議室

次　　第

議　題

（１）　感染症の状況について

（２）　市立学校園の運営について

（３）　市管理施設のイベント自粛の考え方について

（４）　国の経済対応策について

（５）　その他

第１０回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時　令和２年４月２日（木）16時00分～

場所　本館５階　正庁の間

次　第

議　　題

（１）新型コロナウイルス感染症をめぐる状況について

①　最新の発生状況及び国内外の動きについて【資料１】

②　大阪の感染拡大の状況について【資料２】

≪参考≫

・専門家会議の座長、副座長、オブザーバーの意見【資料３】

（２）新型コロナウイルス感染症に対する今後の府の取り組み【資料４】

（３）大阪府における今後の対応について

①　新型コロナウイルス感染症　フェーズに応じた取り組み【資料５】

②　府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館、学校の休校への対応【資料６－１】【資料６－２】

（４）その他

・府民への啓発チラシ

（新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）の連絡先の変更）

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

（地独）大阪健康安全基盤研究所
公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

資料１

令和２年４月２日

大阪府新型コロナウイルス対策本部（第１０回）

１．最新の発生状況

＜発生状況（4月1日版 厚生労働省発表資料）＞

	患者	うち死亡者	備考
米国	186,265	3,857	
イタリア	105,792	12,428	
スペイン	94,417	8,189	
中国	81,554	3,312	
ドイツ	71,690	775	
日本	2,178	57	・左記のうち、チャーター機 15 名 ・左記のうち、無症状病原体保有者 244 名(うち、チャーター機 4 名) ・左記のうち、空港検疫で患者 18 例、無症状病原体保有者 38 例を確認 ・左記のほか、クルーズ船 712 名(うち無症状病原体保有者 333 名)
（うち大阪府）	245	2	・大阪府の国内患者 148 例目は 8 例目と同一人物であるが、2 名としてカウント ・4 月 1 日大阪府報道発表時点では患者 278 名
その他	310,158	41,506	・上記の地域を除く 189 以上の国・地域で発生

２．WHO（世界保健機関）及び厚生労働省の対応

＜WHO声明＞

・新型コロナウイルス感染症について「パンデミック（世界的大流行）と表現できるとの判断に至った」と表明（3/11）

・新型コロナウイルス感染症について「世界中のほとんどすべての国であわせて 30 万人以上の感染者が確認された。『パンデミック』は加速している」と表明(3/23)

＜国、厚生労働省等の対応＞

・新型コロナウイルス感染症を適用対象に加える新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立（3/13）

・特措法に基づく政府対策本部会議設置（3/26）

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定(3/28)

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（4/1）

　・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

・新型コロナウイルス感染症対策本部（第 25 回）（4/1）

　・水際対策強化に係る新たな措置（入国拒否対象地域の追加、検疫の強化等）

　・学校休業ガイドラインの改訂について

3. 大阪府の取り組み

＜患者の増加に向けた体制の整備＞

- 大阪府新型コロナウイルス対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 22 条に基づく都道府県対策本部に位置づけ(3/26) 【資料１－１】
- 府入院フォローアップセンターを、3 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づく「都道府県調整本部」に位置づけ(4/1) 【資料１－２】
- 3 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づく「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置(4/1) 【資料１－３】
- 第１回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催予定(4/3)

資料１－１

大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

(目的)

第１条　新型インフルエンザ等対策特別措置法第２２条に基づき、新型コロナウイルスについて、住民や関係団体への啓発等により、その発生や２次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、大阪府新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

（１）新型コロナウイルスにかかる府民への情報提供及び周知に関する事項
（２）新型コロナウイルスにかかる庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
（３）新型コロナウイルスにかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
（４）その他、新型コロナウイルスに関連する事項

(組織)

第３条　対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。

３　本部員は別表第１に掲げる職にある者とする。

４　本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。

５　本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第４条　本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(専門家会議)

第５条　対策本部に、適宜、適切なアドバイスを実施するための専門家会議を置く。

(幹事会)

第６条　対策本部に幹事会を置く。幹事会は別表第２に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。

２　幹事会は、健康医療部保健医療室長が招集し、これを主宰する。

３　幹事会は、必要に応じて関係する課長等の出席を求めることができる。

(対策本部の事務局)

第７条　対策本部の事務局は、健康医療部に置く。

6

(雑則)

第８条　この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則　　この要綱は、令和２年１月 24 日から施行する。
附則　　この要綱は、令和２年３月 26 日から施行する。
附則　　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（本部員）

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
報道監
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
IR推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
住宅まちづくり部長
教育長
府警本部長

新型コロナに関する都道府県調整本部（府入院フォローアップセンター）について

◆府入院フォローアップセンターの機能強化、患者搬送コーディネーターの設置

都道府県調整本部

府入院フォローアップセンター

患者受け入れ調整

■ 府全域の入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整を実施

患者搬送コーディネート

■ 搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」を配置

病床運営支援

■ 医療スタッフや物資の確保調整を実施

協力組織

消防機関

アドバイザー

<センターの運営等に専門的見地から助言>

- ➢ 呼吸器内科・感染制御
- ➢ 集中治療、救急医療
- ➢ 感染症内科
- ➢ 小児科
- ➢ 産婦人科診療相互援助システム（OGCS）
- ➢ 新生児診療相互援助システム（NMCS）
- ➢ 透析医療
- ➢ 精神科

ＤＭＡＴコーディネーターによる運営支援

資料１－３

新型コロナウイルス感染症対策協議会について

◆新型コロナウイルス感染症の患者増加に応じて段階的に講じていくべき施策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制等）について協議

新型コロナウイルス感染症対策協議会

団体名	役職	氏　名
一般社団法人　大阪府私立病院協会	会長	生野　弘道
一般社団法人　大阪府歯科医師会	会長	太田　謙司
一般社団法人　大阪府病院協会	会長	佐々木　洋
一般社団法人　大阪府医師会	会長	茂松　茂人
公益社団法人　大阪府看護協会	会長	高橋　弘枝
大阪大学大学院医学系研究科	教授	朝野　和典
一般社団法人　大阪府薬剤師会	会長	藤垣　哲彦
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	感染症センター長	倭　正也

<事務局>　健康医療部医療対策課

資料2

令和２年４月２日

大阪の感染拡大の状況

① 大阪府内の検査陽性者の状況

R2. 4. 1 現在

	検査件数	陽性者数累計	現在陽性者数	重症	軽症（重症→軽症）	無症状	死亡	退院済累計（重症の退院）
	3852	278	186	12	145 (1)	29	2	90 (0)
前日比	+249	+34	+28	+2	+9 (+0)	+17	+0	+6 (+0)

② 新型コロナウイルスの発生状況等（令和２年４月１日現在）

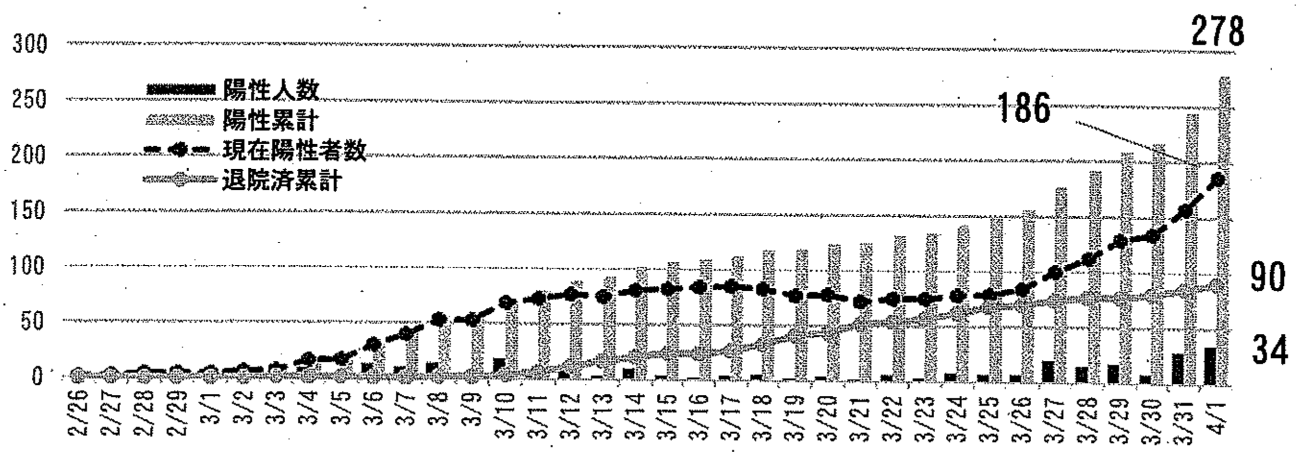

③ 陽性者数の推移（府の報道提供時点での確認に基づく累計）

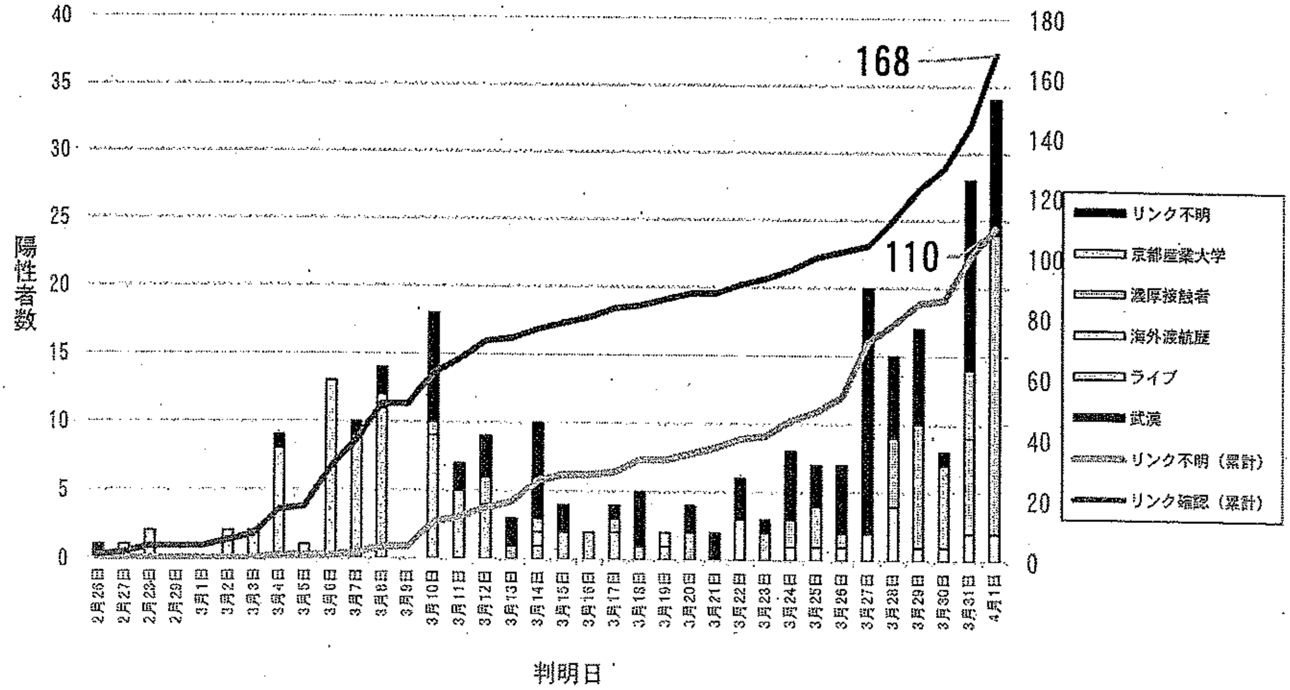

④ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移

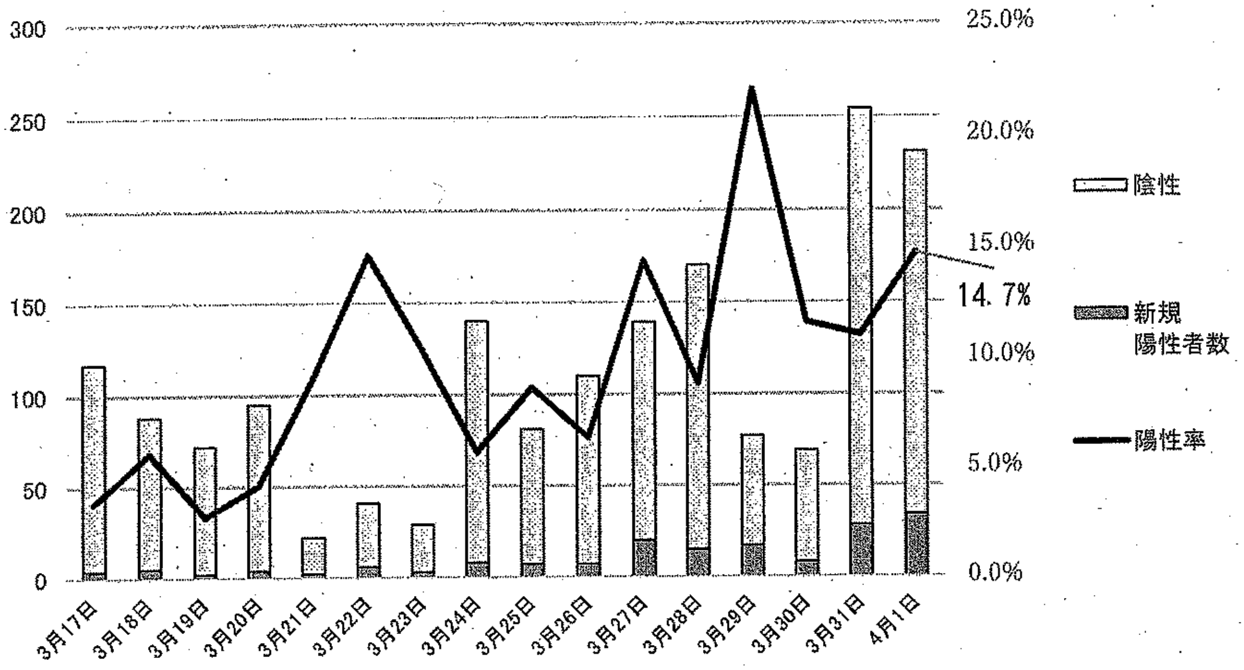

資料３

2020 年 4 月 2 日

① 前回の対策本部会議(３月 20 日)以降の新型コロナウイルス感染症の状況(世界の状況含む)と大阪府の状況に関する認識

委員	意見
朝野座長	・欧米の先進国でも急激な患者数の増加が続き、医療が追い付かなくなりつつある。欧米先進国の感染爆発の前には、先進国では、中国と同様のことは起こらないという侮りがあった。当院でも急激に悪化した重症患者を目の当たりにして、対策の必要性を強く認識している。 ・日本では、東京都において、この一週間で、感染経路不明者の増加が、オーバーシュート（＋30%/日の指数関数的な増加）の様相を呈してきており、もはや日本も、クラスターの囲い込みだけでは、感染爆発を避けることができないと思う。しかし、一方で新たな感染場所としての夜の飲食店の存在も判明した。大阪においてはクラスターをできるだけ減らすことは、流行のピークを抑えることに未だ有効と考える。 ・現在みている患者は２週間前の感染者であり、これから対策を実施しても効果が出てくるのは２週間後だが、感染患者が急激に増えた時点では、非常事態宣言を出した欧米の先進国でも感染者数の増加に歯止めがかかっていない。大阪は、現時点では急激な感染数の増加はなんとか踏みとどまっているようにみえるが、これから感染爆発が起これば、その時気付いて対策を立てたとしても、もはや手遅れである。
掛屋副座長	・リンク不明の患者が数週前より増加してきているが、リンクが追える濃厚接触者も増えていることは、行政によるクラスター追跡や接触者の検査がうまく機能していると評価できる。 ・一方で数週間前には見られない海外渡航歴を有する患者の増加が見られている。卒業旅行や春休みの影響と考えられるが、今後しばらくの間のクラスター形成の火元となる可能性がある。
砂川オブザーバー	・保健所による熱心な積極的疫学調査と、その調査に対する府民の協力により、府内で確認された陽性者の感染リンクは一定程度追えてきた。 ・3 月 27 日以降にリンク不明例の割合が急激に増加した点について、これまでと違った現象が発生しつつある可能性を考慮しなければならない。

2020 年 4 月 2 日

② ①を踏まえた、今後、大阪府域において必要と考えられる取組みに関するご意見

委員	意見
朝野座長	・感染者数が明らかに増加してからの対策では２週間のタイムラグが生じる。その間、急激な患者数の増加を止める手立ては無い。もし、今、大阪は間に合うのであれば、感染の拡大をできるだけ止める対策を継続、強化して実施すべきと考える。不要不急の外出を中止し、密閉、密集、密接の３条件のそろう環境を回避することを継続し、かつ複数人による飲食店の利用なども控えてもらうように要請すべきである。財政的な補償は行政の課題と思う。 ・医療体制の整備も急務。地域の基幹病院すべてに専用病棟を設け、疑い例、陽性例を診療できるようにするべき時期である。大阪大学病院も、重症患者用に集中治療室を半分開け、加えて今週中には専用病棟を設置する予定。耳鼻科手術なども延期できるものは延期し、診療にも制限がかかってきている。PCR 検査も現状の検査件数では十分ではない。PCR 検査に必要なガウンなどの個人防御衣を配布して、LAMP 法など可能な施設には、検査を実施してもらうように働きかけることも必要。検査も人員と防御衣が律速になっている。 ・一方で、社会生活の制限は、それによって生活に困窮する人が多くなることは明らか。そこで、外食産業に依頼して、高齢者が外出しなくてよいように食事をつくり、仕事がなくなった人に配達してもらうなどの仕事を創出するなどのアイデアを実現することもあると思う。例えば、医療現場は現在マスクなどの個人防御具の欠乏が深刻なことから、不足するマスクやガウンなどの製造現場に人を振り分ける、あるいは材料を配り家庭で手作りマスクや、アイシールド、ごみ袋や合羽を利用したガウンの作成などの作業を休職中の人に従事してもらうなどの工夫ができればと考える。阪大病院でも不足しているマスク、アイガード、ガウンなどの手作りについてアルバイトを雇用して初める予定。
掛屋副座長	・大阪でも歓楽街でのクラスター形成が疑われる事例も報告され、三密のリスクが高い営業に関して感染防止につながる有効な指導を検討すべきと考える。歓楽街での濃厚接触者の拾い上げは困難であり、自粛の呼びかけだけでは伝播防止は難しいことを危惧する。また、海外から帰国する患者に対して、さらなる検疫の強化が求められる。 ・今後、患者数がさらに増加したときに行政による PCR 検査の受け入れは十分か確認が必要である。新規診断機器の開発が進んでおり、地域の医療機関においても検査体制の充実が求められる。

砂川オブザーバー	・若者を中心とする巨大な見えにくいライブハウスクラスター（既に収束）を解明・封じ込めに至らしめた業者・業界の協力と関係機関の活動は大きく評価されるものである。 ・最近明らかとなってきた、接待を伴う飲食を機会とするクラスターについての全容把握は途上であり、今後のこのような活動性のやや高年齢者の集団に対する公衆衛生上の介入を確実に行うための方策の検討・実施は、府内における大きなリスクの減少への寄与のみならず、国内全体に対する介入ポイントを示せる点でも重要である。 ・現在の最大の脅威は医療機関における医療従事者（若い年代を含む）による持ち込みと、紛れ込んだ患者に端を発する院内での集団発生であり、さらには高齢者施設（特に通所施設）へのスタッフや送迎バス等による感染の持ち込みである。これらの機関は徹底して準備を行う必要がある。 ・3月27日以降のリンク不明例の割合の増加は他の未検出クラスターの可能性も含めて大きな脅威と認識されることから、府民全体（全世代）の行動変容の徹底について、改めて強調されるべき状況である。

13

資料４参考資料

2020年4月2日

大阪府への対策の提言

厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班

これまでクラスター対策班では、新型コロナウイルスの疫学像について非常に多くのことを明らかにしてきている。このウイルスは実は多くの感染者が誰にも感染させていない。一方で、一部の感染者が多くの人に感染させる、いわゆるクラスターを形成することで流行が維持されていると考えられる。つまりクラスターを起こすことがなければ、感染連鎖は維持できず消滅していくことになる。大阪府など自治体・保健所の皆さまの努力で、多くのクラスターの調査が行われてきた結果、クラスターについてもその全体像が明らかになっている。当初から、指摘してきたいわゆる「3密」(①換気の悪い密閉された空間に、②多くの人が密集し、③密接した距離で発話や発声が行われる)の条件が重なる環境を避ける必要があるとしてきたが、「3密」の条件が重なっていなくても気をつけるべきことも明らかになってきている。

1．現在の状況

中国の武漢を中心とする湖北省からの渡航者に起因する第1波の流行は、大規模イベントの自粛や「3密」を避ける行動変容が一定程度行われたことで、収束の方向に向かわせることができた。しかし、パンデミックとなり流行の中心がヨーロッパ・アメリカなどに移行し、これらの国から、感染した渡航者・帰国者が非常に多く国内に流入してきている。これまでの行動変容のレベルでは、第2波の流行は制御できる見込みがなく、さらに徹底した行動変容が必要である。2週間ほど前に行動変容のレベルが緩んでしまったことに伴う、ライブハウス・歓迎会などでの感染の可能性がこの数日の間に判明してきている。

2．流行のパターンと年代ごとの流行への寄与

これまでの流行パターンの解析から、世代ごとの寄与のパターンも明らかになってきている。

① 若年層(10代後半から50代程度までが含まれる一大阪ライブハウスはこの年齢層)、は重症化することが少ないが、大人数が集まる機会が多いことから規模の大きなクラスターを形成しやすい。さらにこの世代は地域の枠を越えての移動が多いために、大阪ライブハウスや京都の大学で見られているようにウイルスの広域の拡散の原因となりやすい。

② 中高年層は地域内で中高年層同志が集まる機会が多いと考えられる。特に元気な中高年者は地域でいろいろな交流の場を持っており、そういった場で感染が拡がってきている。これまでそのような世代での感染が起きているのは、スポーツジム・卓

球教室・合唱サークル・麻雀など比較的小規模な集まりである。しかし、このような中高年層は、1人の人が複数の交流の場に参加していることが多く、そのことが地域の流行につながっている傾向が見られている。

③ 病院・高齢者施設・障害者施設など感染した際のリスクの高い方が多い施設で比較的規模の大きな施設内感染が起こることで重症者が多発し、亡くなる方たちも増えてきている。

3. 「3密」の条件が重なっていなくても気をつけるべきこと

これまでクラスターなどを解析してきた結果、「3密」の条件が重なっていなくても、次のような場合にはリスクがあることがわかってきている。

① 至近距離での会話などの接客を伴う飲食店などでは、多くの人が密集した環境にない場合もあると考えられるが、多くの人が密集していなくても1人が複数の人と接触するような場合にはクラスターが形成される可能性があることがわかってきている。

② 歌・声援などの大きな声を出す環境で起きているクラスターが多く見られている。例えば、カラオケ・合唱サークル・ライブハウスなどはこれに該当する。また、スポーツジム・卓球教室など息が上がるような運動に関連して起きているクラスターも見られている。

4. 今後の展望

日本では湖北省を起点とする第1波の流行は比較的小規模の抑えることができた。第2波の流行はさらに厳しいものになることが予想されるが、多くの府民が行動変容を徹底することで早期に収束の方向に向かわせることできる可能性も出てきている。しかし、この機会を逸してしまうと収束にはより長い時間がかかり、医療体制が破綻してしまう可能性もある。

提言

1. 行動変容について、全世代(若者から中高年まで)へのより強いメッセージ

(ア)(平日・休日問わず)夜間の繁華街への外出を控えるよう要請

(イ)屋内で集まって声を出したり息が上がるような活動を控える

例:コンパ、ライブハウス、カラオケ、合唱、スポーツジム、卓球教室、など

(ウ)至近距離での会話などの接客をともなう飲食店の利用を控える

例:クラブ、キャバクラ、バー、ラウンジなど

2. 感染した際のリスクが高い方の多い施設(病院・高齢者施設・障害者施設など)の感染対策の徹底と施設内への持ち込み抑止

例:職員ほか出入りの業者も含めて、リスクの高い「3密」を形成する場への出入りを避けること

資料4

新型コロナウイルスに対する今後の府の取組

爆発的な感染拡大（オーバーシュート）・医療崩壊を避けるためには、以下３つの取組が重要

これまでの感染拡大防止策の徹底

・必要な検査や早期診断の推進
・クラスター対策、濃厚接触者の特定など疫学調査の推進

感染拡大に備えた医療提供体制・療養体制の整備

・非稼働病床や廃止病棟なども含めた病床の確保
・自宅や宿泊施設での療養に備えた準備

一丸となった府民の行動変容

・手洗いや咳エチケットなど感染防止策の徹底
・「３つの密」を避ける、多人数で集まることを避けるなどの行動変容

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、府民の皆さま一人ひとりが、「感染しない」「感染させない」ための行動をとっていただくことが重要です。

「３つの密」を避けましょう

❶換気の悪い 密閉空間

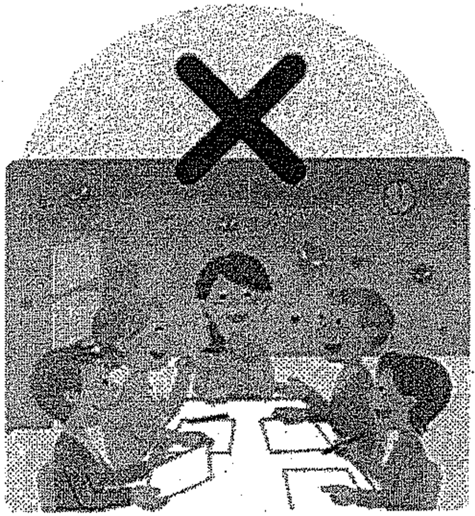

❷多数が集まる 密集場所

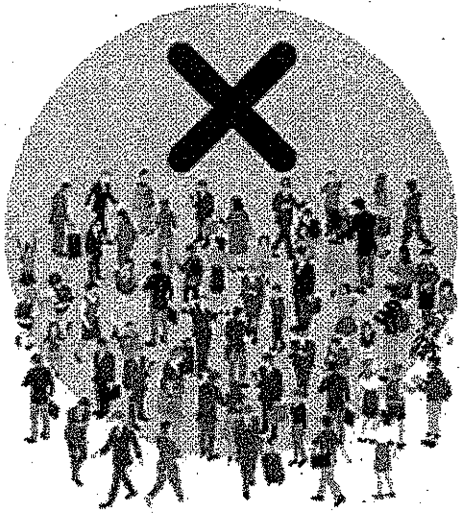

❸間近で会話や発声をする 密接場面

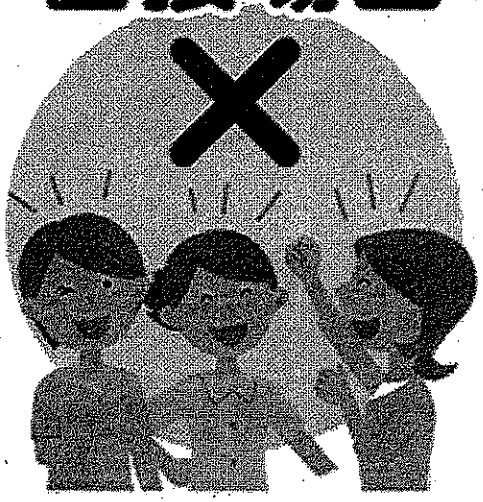

とりわけ、以下の取組みは避けていただくよう、お願いします。

⚠ 接客を伴う飲食店や夜間の繁華街への外出はお控えください

・専門家の分析において、至近距離での会話など、接客を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されています。

⚠ できる限り多人数で集まることを避けましょう

・海外からの帰国者との集まりなどから感染拡大につながっている事例が確認されています。学生コンパなど多人数で集まることは避けましょう。
・また、大規模イベントについては引き続き自粛をお願いします。

⚠ 屋内での大声を出す、息があがる行為を避けましょう

・カラオケなどで大声を出す行為や、スポーツジムなど息があがる運動時に、感染が拡がるおそれがあるとの専門家の指摘があります。

爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を避けるための努力を府民の皆さまで一丸となって行いましょう

資料5

新型コロナウイルス感染症　フェーズに応じた取り組み

～全体像～

分野（項目）	フェーズ1	フェーズ2	オーバーシュート行動計画 フェーズ3・4
保健医療 ・検査 ・医療提供 ・患者搬送 ・医療人材 ・保健所の機能	・接触者外来や民間検査機関も含めた検査 ・非稼働病床含む病床確保 ・都道府県調整本部での入院調整 ・スタッフ確保の協力依頼	・ドライブスルー方式等の検査場の検討 ・接触者外来の拡充 ・廃止病棟含む病床や人工呼吸器の確保 ・搬送手段の拡充 ・救急・災害医療情報システムの活用 ・府内医療スタッフの配置調整	・検査は入院が必要な肺炎患者等を優先 ・一般医療機関で外来診療 ・軽症者は自宅療養又は宿泊施設 ・コロナ専用ICU拡大や専用病棟の設置 ・広域調整本部との調整による広域搬送 ・広域災害医療情報システムの活用
生活支援等 ・軽症者受入施設の確保 ・在宅療養患者・要援護者の生活支援 ・火葬能力の確保	・宿泊施設スキーム構築 ・宿泊施設募集準備 ・在宅療養者等の生活支援準備の要請 ・火葬能力・遺体安置所等の把握	・宿泊施設募集開始 ・宿泊施設活用開始 ・市町村による生活支援実施要請 ・市町村における火葬場の確保 ・墓地・火葬等の情報収集と遺体搬送手配実施	・宿泊施設の活用 ・生活支援の実施 ・火葬場等の確保
府民生活 ・イベント中止や自粛 ・府民の外出自粛要請 ・施設の使用制限	・府主催イベントの中止 ・外出自粛の呼びかけ ・休校・休業協力要請	【緊急事態宣言】 ・外出自粛の要請 ・施設の使用制限	【緊急事態宣言】 ・外出自粛要請 ・施設の使用制限
物資 ・食料等物資	・食料品等の購入の適切な行動の呼びかけ ・物資の流通、運送確保のため事業所事業継続の体制整備要請	・物価の高騰、買占め売惜しみの調査監視 ・物資の輸送配送要請 ・物資売渡しの要請	・物価の高騰、買占め、売惜しみの調査監視 ・物資の輸送配送要請 ・物資売渡しの要請
その他 ・治安 ・庁内体制 ・国との調整（緊急事態宣言）	・府警察との情報共有 ・庁内体制の人員確保準備 ・緊急事態宣言に向けた国との調整	・府警察による犯罪情報の集約 ・悪質事犯に対する取締りの徹底 ・庁内体制の人員確保 ・国との調整	・府警察による犯罪情報の集約 ・悪質事犯に対する取締りの徹底 ・感染症対策と優先業務の執行

新型コロナウイルス感染症のフェーズに応じた保健医療対策（案）

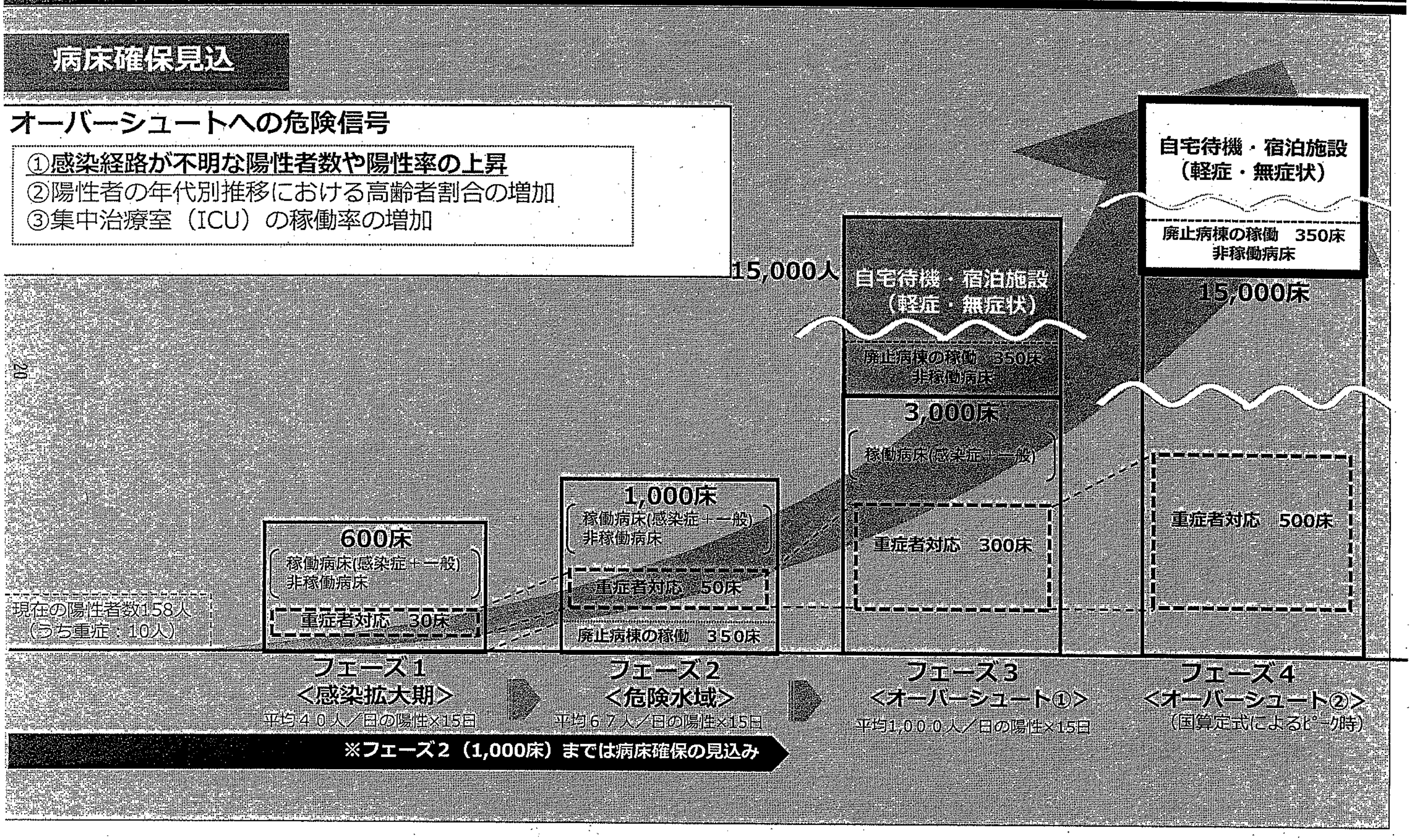

各フェーズに応じた必要な対策(案)

	項目	フェーズ１	フェーズ２	フェーズ３・４
検査	検査対象	・症状から陽性が疑われる者 ・濃厚接触者、入院中の陰性確認 （１日当たりの可能検査：140人分、280検体＋民間検査）	・症状から陽性が疑われる者 ・濃厚接触者、入院中の陰性確認	・入院が必要な肺炎患者等を優先 ・無症状は検査対象外
	検査体制	・地方衛生研究所 ・帰国者・接触者外来、民間検査機関	・地方衛生研究所 ・帰国者・接触者外来、民間検査機関 ・その他（ドライブスルー方式等の検査場）	・地方衛生研究所 ・帰国者・接触者外来、民間検査機関
医療提供	外来診療	・帰国者・接触者外来(63ヶ所)	・帰国者・接触者外来の拡充(63ヶ所＋α)	・一般医療機関(除外医療機関除く)
	入院診療	・感染症指定医療機関 ・協力医療機関（非稼働病床の活用含む）	・感染症指定医療機関 ・協力医療機関（非稼働病床、廃止病床の活用含む）	・感染症指定医療機関 ・協力医療機関（非稼働病床・廃止病床含む） ・軽症者は自宅療養又は宿泊施設 ・コロナ専用ＩＣＵの拡大 ・コロナ専用病棟の複数病院への設置 ・流行地域外の他府県医療機関
	患者搬送（手法・形態）	・救急搬送（消防） ・患者移送車	・救急搬送（消防） ・患者移送車、病院車、DMATカー	・救急搬送（消防） ・患者移送車、DMATカー、自衛隊 ・他府県への広域搬送 ・バス（重症者以外）
	入院調整	・入院フォローアップセンター(都道府県調整本部)	・入院フォローアップセンター(都道府県調整本部)	・入院フォローアップセンター(都道府県調整本部) ・広域調整本部との調整
	受け入れ可能情報の把握	・患者搬送コーディネータによる調整 ・個別に入院可能病床の把握、共有	・患者搬送コーディネータによる調整 ・大阪府救急・災害医療情報システム（エリア災害登録）の活用	・広域災害医療情報システム（EMIS）の活用
その他	医療人材確保	・医療スタッフ確保のため災害拠点病院、医師会等への協力依頼・調整 ・専門医・保健所による医療人材のへ感染症対応に係る指導	・専門医・保健所による医療人材のへ感染症対応に係る指導 ・府内の医療スタッフの配置調整	・厚労省及び近隣府県への協力要請
	保健所の機能	・受診相談 ・積極的疫学調査（全数） ・協力医療機関に対する感染症対応の指導	・受診相談 ・積極的疫学調査（優先順位付け）	・受診相談 ・自宅療養者等の健康観察（陰性確認のための検体採取）

各フェーズにおいて解決が必要な課題(案)

	項目	フェーズ１	フェーズ２	フェーズ３・４
検査	検査対象		●退院確認・検査実施の是非	●検査基準(対象とする症状)
検査	検査体制		●ドライブスルー方式の医療法上の制約、設置場所・主体の確保	●検査結果の情報集約
医療提供	外来診療		●医療資器材不足（マスク・防護服等） ●接触者外来への人的支援	●医療資器材不足（マスク・防護服等） ●一般医療機関（除外医療機関除く）への周知
医療提供	入院診療	●非稼働病床の運営スタッフ確保	●人工呼吸器等の医療機器確保 ●休床・廃止病床の運営スタッフの確保	●人工呼吸器等の医療機器の集約 ●病床確保 ●非感染者の医療確保 ●医療スタッフの最適配置 ●重症度に応じた患者移送の確保 ●宿泊施設の運営スタッフの確保
医療提供	患者搬送（手法・形態）			●搬送時の医療資器材不足（マスク・防護服等） ●搬送後（移送含む）の車両の消毒
医療提供	受け入れ可能情報の把握			●広域災害医療情報システム（EMIS）入力方法の調整
その他	医療人材確保	●専門医・保健所による指導	●専門医・保健所による指導 ●関係団体の協力による人材確保	●関係団体、他府県の協力による人材確保
その他	保健所の機能		●保健所業務の切り替え	●全庁からの応援体制の構築 ●保健所業務（健康観察）の負担軽減（ICTツール活用や業務委託） ●患者情報の収集

※網掛け箇所は既に解決策を講じている項目

各フェーズに応じた必要な対策(案)

	項目	フェーズ１	フェーズ２	フェーズ３・４
生活支援等	軽症者受入施設	・宿泊施設を活用した受入れスキーム構築	・宿泊施設の活用開始	・宿泊施設の活用
生活支援等	在宅療養患者	・生活支援準備の要請	・市町村による生活支援実施要請	
生活支援等	要援護者	・要援護者の把握と生活支援準備の要請	・市町村による生活支援実施要請	
生活支援等	火葬	・火葬能力、遺体安置所等の把握 （国・市町村との連携）	・市町村における火葬場等の確保 ・墓地、火葬等に関する情報収集と遺体の搬送手配等の実施 ・遺体の検案等の実施	
府民生活	イベント	・府主催イベントの中止		
府民生活	外出	・外出自粛の呼びかけ ・職場における感染予防対策の開始を要請 ・従業員の健康管理の徹底を要請	・外出自粛要請 **【緊急事態宣言】** （通院、食料買い出し、通勤等生活の維持に必要な場合を除く） ・従業員の健康管理の徹底 ・職場における感染予防対策の開始を要請	
府民生活	施設	・休校、休業措置について協力要請	・施設使用制限 **【緊急事態宣言】** ①使用制限を要請・指示する施設 学校（幼・小・中・高・支援学校）、保育所、介護施設等(通所、短期間入所利用に限る) ②段階的に運用すべき施設（協力要請→使用制限要請→指示） 大学、専修学校等の教育施設、劇場、観覧場、映画館、集会場、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、ボーリング場、博物館、キャバレー、理髪店、教習所、学習塾等	
物資	食料等物資	・食料品、生活必需品等の購入の適切な行動の呼びかけ ・食料品の物資の流通、運送確保のため、事業者の事業継続体制の整備を要請	・物価の高騰、買占め、売惜しみの調査・監視 ・緊急物資（食料品、医薬品等）の輸送・配送要請、指示 ・物資の売渡の要請	
その他	治安	・府警察との情報共有	・府警察による犯罪情報の集約 ・広報啓発活動の推進 ・悪質事犯に対する取締りの徹底	
その他	庁内体制	・通常業務の絞り込みと人員確保準備 （４割欠勤想定）	・通常業務の絞り込みと人員確保	・感染症対策及び優先業務執行体制
その他	国との調整 (緊急事態宣言)	・緊急事態宣言に向けた国との調整 ・緊急事態宣言を国に要請		

各フェーズにおいて解決が必要な課題(案)

	項目	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3・4
生活衛生	軽症者受入施設	・活用スキームの構築（費用負担含む） ・募集条件の整理 ・検討体制の構築 ・運営手法の検討（マニュアル整備）	・事業者の開拓 ・事業者調整 ・運営状況の把握と改善	
生活衛生	在宅療養患者	・市町村における具体的な支援内容、手法の検討・調整	・患者増加時の市町村の体制強化	
生活衛生	要援護者	・要援護者の実態把握 ・市町村における具体的な支援内容、手法の検討・調整	・要援護者のニーズにあった支援メニューの提供	
生活衛生	火葬	・市町村の現状把握	・市町村との調整	・火葬能力不足時の火葬場確保策 ・死亡者増加時の搬送手段の確保策
府民生活	イベント	[redacted]	[redacted]	・長期化に伴う補償費の増大
府民生活	外出	[redacted]	外出自粛要請【**緊急事態宣言**】 ・要請の実効性確保	
府民生活	施設	・段階的に運用すべき施設の把握	施設使用制限【**緊急事態宣言**】 ・休業補償 ・学校休校に伴う保護者の就労問題 ・保育所等の使用制限に伴う医療従事者の不足 ・福祉施設(通所、短期間入所利用に限る)の使用制限に伴う一部サービス停止に対する支援方策	
物資	食料等物資	[redacted]	・不適切な購入行動の増加による品不足 ・感染者数の増大に伴う緊急物資の輸送・搬送体制の崩壊	
その他	治安	[redacted]	・詐欺等の悪質事犯の増加	
その他	庁内体制	・庁内調整	・感染症対策及び優先業務の移行タイミング	・感染者数（欠勤者）の増加に伴う人員の確保
その他	国との調整（緊急事態宣言）	・国の判断基準の確認	[redacted]	[redacted]

※網掛け箇所は既に解決策を講じている項目等

大阪府新型コロナウイルス対策本部

※１月24日　対策本部設置
３月26日　法に基づく対策本部となる

現状

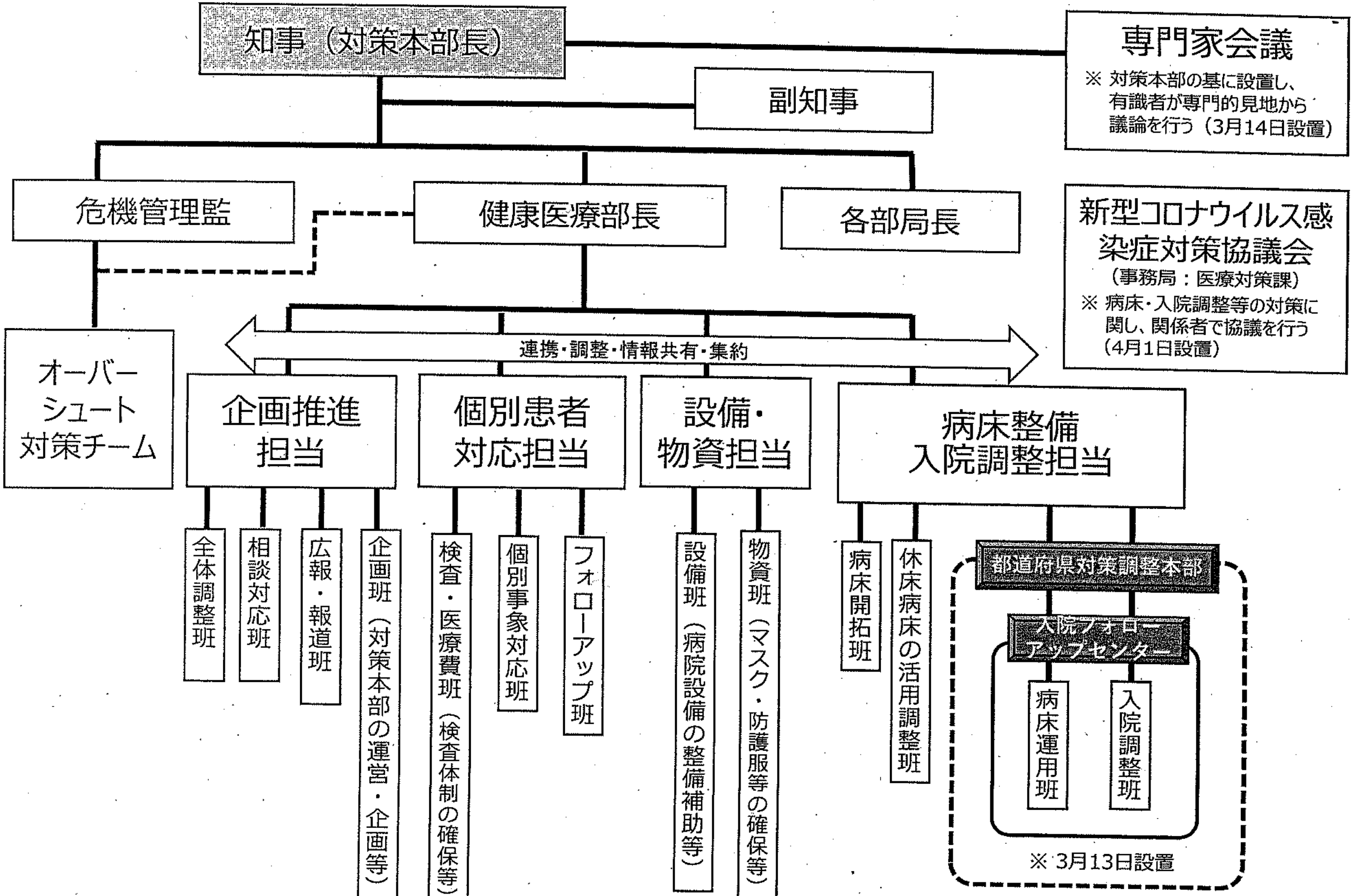

※ 都道府県調整本部としては４月１日に設置

大阪府新型コロナウイルス対策本部

※１月24日　対策本部設置
　３月26日　法に基づく対策本部となる

オーバーシュート時

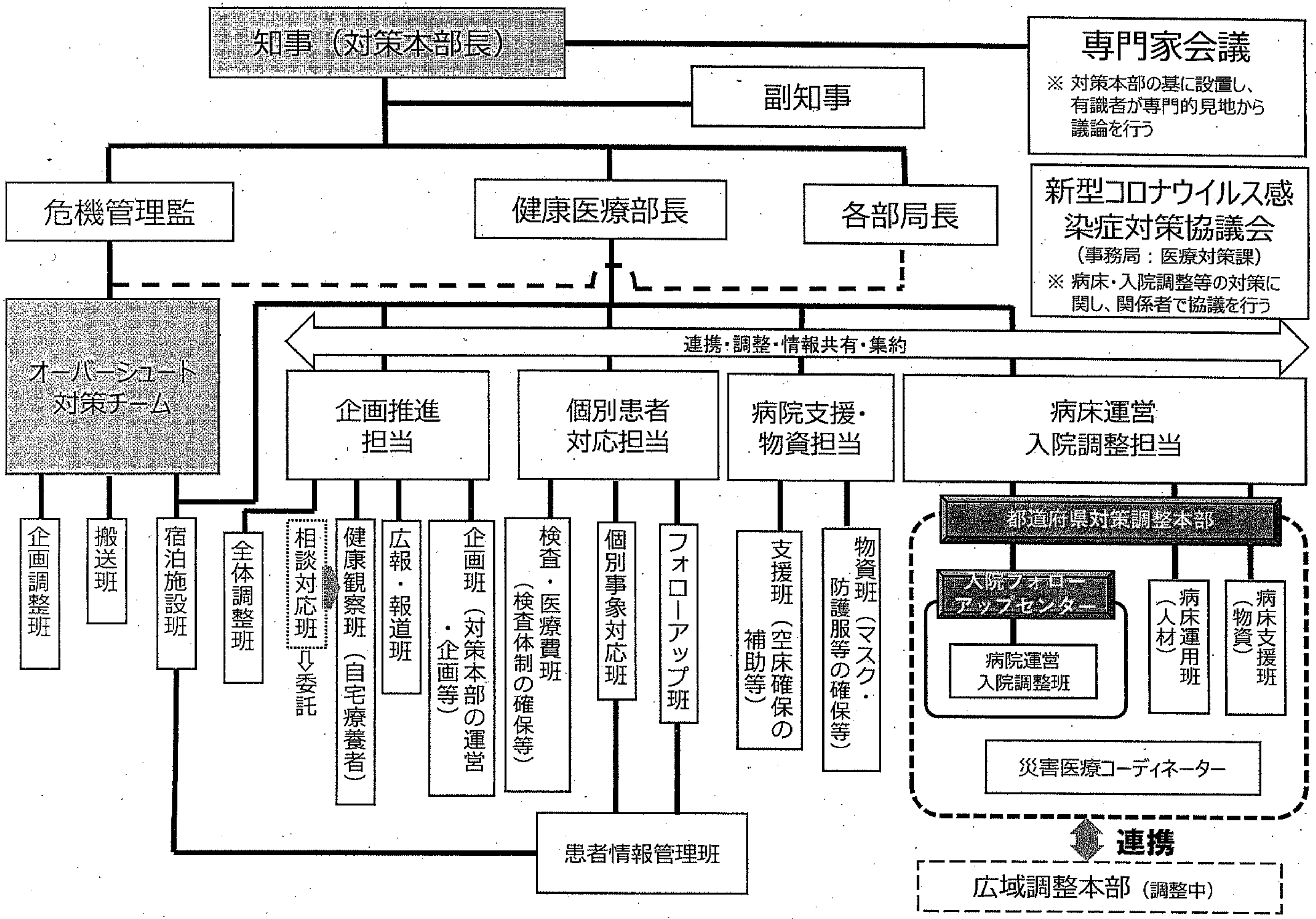

府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方（案）1/2

資料6－1

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（**4月3日まで**）

① **府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期**

② **府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館**

【現在の感染状況等】

府内の感染の動向

・継続的に感染者が発生し、とりわけ、感染源がわからない感染者数が増加（3月31日現在、99名）

⇒このまま継続的に増加すれば、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない

・検査件数に占める陽性者の割合（陽性率）も、ここ数日、増加傾向

⇒市中に感染が広がっている可能性

国の専門家会議の提言（4月1日）

「感染拡大警戒区域」における、「想定される対応」として、以下のとおり記載されている。

○ オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」※（3つの密）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。

※①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる

○ 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守っていくことなどが期待される。

・期間を明確にした外出自粛要請

・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること

・家族以外の多人数での会食などは行わないこと

・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底

資料６－１

府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方（案）1/2

【今後の方針（案）】

（１）現在の感染状況等を踏まえ、中止・延期の方針としているイベント等、休館している施設等については、５月６日まで中止・延期及び休館の措置を継続する

【期間設定の考え方】

感染拡大の状況を見極める期間（約３週間）　＋　感染拡大のリスクが高いゴールデンウイーク期間

（２）市町村や民間に対しても府の考え方を示し、できる限りの協力を依頼する

（３）５月７日以降の方針については、４月中に判断する

※　府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の取扱いについては、第８回大阪府コロナウイルス対策本部会議で示した方針を継続する。

※　なお、緊急事態宣言の発出など、今後事態が大きく動いた場合には、現在開館している府有施設（貸館、体育館、公園の施設等）などの取扱いについて、改めて検討する

資料６－２

令和２年４月２日
大阪府教育庁

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業措置について（案）

① 経過

◆2月28日（金）第7回大阪府対策本部会議

・3月2日（月）から3月15日（金）を臨時休業。3月16日（月）から4月7日（火）までの期間に教育活動等を行わないこと

◆3月13日（金）第8回大阪府対策本部会議

・3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができる

◆3月18日（水）厚生労働省コロナ対策本部クラスター班の専門家作成資料

・大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（見えないクラスター連鎖が増加しつつあり、感染の急激な増加がすでに始まっている）

◆3月19日（木）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

・感染が拡大している地域では一律の自粛の必要性（大阪は感染が拡大している地域）

◆3月20日（金）第9回大阪府対策本部会議

・3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができない

◆3月24日（火）文部科学省からの通知

・令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動等の再開について

② 現状

・大阪府における3月31日（火）の陽性件数が28件、4月1日（水）の陽性件数が34件と最多。

・政府の専門家会議で、「大阪は「感染拡大警戒地域」」とされ「地域内の学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき」とされた。

・それを受けた文部科学省の通知では、「地域の感染状況に応じて自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられる」とされている。

③ 認識

・学校現場（校長など）や市町村教委からは、再開に向けた不安の声が多い。休業措置を解除できる情勢にはないと考えられるが、学校再開後の教育活動の円滑な実施に向けて何らかの取り組みを行う必要があるという認識。

④ 対応策（別紙１，２）

2020 年 4 月 2 日

◆府立学校、市町村立学校について５月６日まで休業を延長する方針についてのご意見

委員	意見
朝野座長	・休業の延長に賛成。登校日を設ける、学校を開放するなどの対策も取られ、子供たちの心身の発達への影響も最小化する試みも賛成。生活圏により細かな判断を行うという提言もあるが、大阪府の場合、周辺の自治体であっても、勤務地は大阪市内が多いため、親世代のリスクは均等に存在する。 ・状況としては、大阪府の感染者増加傾向も東京都の状況に似ている（倍加時間が 2.5 日と 3 日程度）。そのため、感染拡大警戒地域として東京都と共に緊急事態宣言が出されると予測される。学校の休校の効果は専門家会議でも評価できていないが、緊急事態宣言が出されれば、両親も在宅が多くなるので、休校のデメリットが軽減される。 ・一方、医療職や公務員、交通・運輸などの指定公共機関、生活必需品の販売などの業種は事業の継続が必要なため、それらの職種の人たちの子供たちを世話する場所の確保が、緊急事態宣言時の重要な課題となるため、安全に留意した受け皿の設置が必要となる。また、休校を行った場合の学童、生徒のカラオケ店の利用や繁華街への出歩きなどをこれまで以上に監視し、指導することが必要。
掛屋副座長	・大阪府下でも患者数の増加が認められ、感染爆発への移行が危惧される時期である。比較的年齢の低い集団には発症者数も少なく、クラスター形成も限られているが、現在も流行拡大傾向が見られる大阪府においても東京都同様に登校再開に慎重であるべきと考える。
砂川オブザーバー	・感染拡大が全国的に進んでいる現状からは、４月の始業日から５月６日までの間を臨時休業とする施策はやむを得ないものと考える。再開については連休直前の状況を評価し、検討する。さらに状況の悪化や長期化が進む可能性を見越して、学習手段の確保（IT を駆使した遠隔学習の開発・導入を含む）や子供たちの健康・栄養状態の確認方法などの対策が必要である。 ・家庭内感染のリスクも高まっていることから衛生教育を強化し、本人・家族に発熱などの症状が出た際の具体的な対応についても伝えておくことが重要である。

府立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について（令和２年度第１学期初めの対応）

別紙１

1　措置について

4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。

- 臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。
- 入学式は、感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができる。ただし、府立高校においては新入生と教職員のみの参列とする。

2　臨時休業期間中の対応

学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて登校日を設定する。

(1) 児童生徒等に対し週に１～２回の登校日を設定する。

(2) 通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。

(3) １教室あたりの人数は20人程度までとし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。
分散登校の例：・１年：月曜日、２年：水曜日、３年：金曜日
・奇数クラス：午前　　偶数クラス：午後
・上２つの組合せ
・支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える　　等

(4) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。

(5) 学校での滞在時間は２時間程度とする。

(6) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について（令和２年度第１学期初めの対応）

別紙２

1　措置について

４月の始業日から５月６日（水）までの間を臨時休業とする。

・　臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。

2　臨時休業期間中の対応　　<u>具体の感染症対策については別添マニュアルを参照して下さい</u>

<u>① 登校日について</u>

（１）児童生徒等に対し、登校日を設定する。　※週２回程度が望ましい。

（２）分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。

（３）１学級を２教室に分割するなど、１教室あたりに参集する人数は20人程度とする。

（４）学校での滞在時間は2時間程度とする。

（５）登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。

（６）通常の授業は行わず、学習課題の提示や学習状況の確認を行う。

児童生徒がおかれている極めて特殊な状況の影響は計り知れません。児童生徒を迎えるにあたっては、子どもの些細な変化を見逃さないようにしてください。別添の資料を参考に、受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るための組織的な対応をお願いいたします。

例）«小学校»　　　　　　　　«中学校»

月木：１・４・６年	月木：奇数クラス
火金：２・３・５年	火金：偶数クラス

・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

・小学１年生は、保護者や近所の上の学年の児童と一緒に登校、下校は教員が付き添う。

<u>② 子どもの居場所の確保</u>

・登校時間以外（登校日以外も含む）は、これまでと同様に3年生以下の子どもの居場所の確保をお願いします。

<u>③ その他</u>

・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫もお願いします。

[redacted]

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（１週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター」にご相談ください）。

風邪の症状や37.5℃前後の発熱が４日程度続いている。
（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

<新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧> ※土日祝を含めた終日つながります

センター名	電話番号	FAX	センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所			大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
大阪府茨木保健所			堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
大阪府守口保健所			高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
大阪府四條畷保健所			東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
大阪府藤井寺保健所	06-7166-9911	06-6944-7579	豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
大阪府富田林保健所			枚方市健康部	072-841-1326	072-841-2470
大阪府和泉保健所			八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
大阪府岸和田保健所			寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
大阪府泉佐野保健所			吹田市保健所	06-6339-2225	06-6339-2058

※令和2年4月6日時点

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

府民向け相談窓口　電話番号：06-6944-8197 FAX番号：06-6944-7579
受付時間　9:00～18:00（土日・祝日も実施）

参考資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出前】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の備蓄等（法第10条）	・医薬品等を**備蓄、整備、点検しなければならない** ・対策に必要な**管理施設・設備を整備、点検しなければならない**	
都道府県対策本部の設置（法22条）	政府対策本部が設置されたときは、**都道府県対策本部を設置しなければならない**	
都道府県対策本部長の権限（法第24条）	・府域の対策に関する**総合調整**ができる	
	・**総合調整を行うよう要請**できる	政府対策本部長(内閣総理大臣)
	・**必要な協力を要請**できる	公私の団体又は個人
医療等の実施の要請（法第31条）	①患者に対する**医療を行うよう要請**できる ②**特定接種の実施に関し必要な要請**ができる ③上記①②に応じないとき、**指示**できる	①②③とも 医療関係者

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
都道府県対策本部長の指示（法第33条）	**総合調整に基づく措置が実施されない場合**で、特に必要があると認める場合、**必要な指示**ができる	市町村長、 指定公共機関（日銀、日本赤十字、医師会、医療・医薬品等製造販売、電気・ガス、輸送、通信事業者等）、 指定地方公共機関（府内の医療関係機関、医療機関、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者等）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）

【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置		要請先等
感染を防止するための協力要請等（法第45条）	**居宅から外出しないことの要請**が可能		住民
	施設の使用（催物の開催）の**制限・停止の要請**が可能 ⇒要請に応じないときで、知事が必要があると認めるときは、**指示**が可能 ⇒知事が要請・指示をしたときは、その旨を**公表** **（個別施設名を公表）**	**積極的に制限を行う施設※1**	**学校、保育所、介護施設** （感染リスクが高い施設）
		柔軟に対応する施設※2 （協力要請→使用制限要請） ※1、2 具体的な運用は、国によるガイドラインによる	**建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの ※** 大学・専修学校・各種学校、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、百貨店・マーケット、ホテル・旅館、体育館・水泳場・ボーリング場・遊技場、博物館・美術館・図書館、キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール、理髪店・質屋・貸衣装屋、自動車教習所・学習塾 ※1,000㎡未満でも、厚労大臣が定めるものを含む
臨時医療施設開設（法第48条、第49条）	医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合は、**臨時の医療施設において医療を提供しなければならない**		
	所有者及び占有者の**同意を得て**土地・家屋・物資の**使用が可能** ⇒所有者等が同意をしないとき（同意を求めることができないとき）で、知事が特に必要があると認めるときは、**同意を得ないで使用が可能**		当該土地等の所有者及び占有者

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事による措置（おもなもの）
【緊急事態宣言の発出後】

項目	措置	要請先等
物資及び資材の供給の要請（法第50条）	必要な物資又は資材の**供給についての要請**が可能	国の省庁、地方機関
緊急物資の運送（法第54条）	必要な物資又は資材の**運送**、医薬品等の**配送についての要請**が可能 ⇒要請に応じないとき、**運送・配送の指示**が可能	鉄道事業者、運送事業者、医薬品等販売事業者等
物資の売渡しの要請（法第55条）	特定物資（医薬品、食品等）について、**売渡しの要請**が可能 ⇒要請に応じないとき、**物資の収用**が可能 ⇒物資の**保管を命ずる**ことが可能	所有者 生産、販売、輸送等を行う者
埋葬及び火葬の特例（法第56条）	埋葬または火葬が困難な場合、厚労大臣の定めるところにより、**埋葬又は火葬を行わなければならない**	
生活関連物資等の価格の安定（法第59条）	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する**調査、監視の措置を行わなければならない**	
立入検査（法第72条）	土地使用、物資収用、物資保管のために必要があるときは、**立入り、検査させる**ことが可能	

新型コロナウイルス感染症　対応状況

健　康　局

1　検体搬入について

57件（結果判明　4/2）

2　相談対応の状況（帰国者・接触者相談センター含む）

	4/2実績※	累計（2/7~4/2）
相談件数合計	**989**	**22,534**
①症状等の健康相談に関すること	538	14,067
②医療体制等に関すること	54	1,026
③予防、検査、治療について	277	4,369
④渡航に関すること	8	224
⑤府の公表内容に関すること	10	238
⑥その他	102	2,610

※帰国者・接触者外来へつないだケース　23件

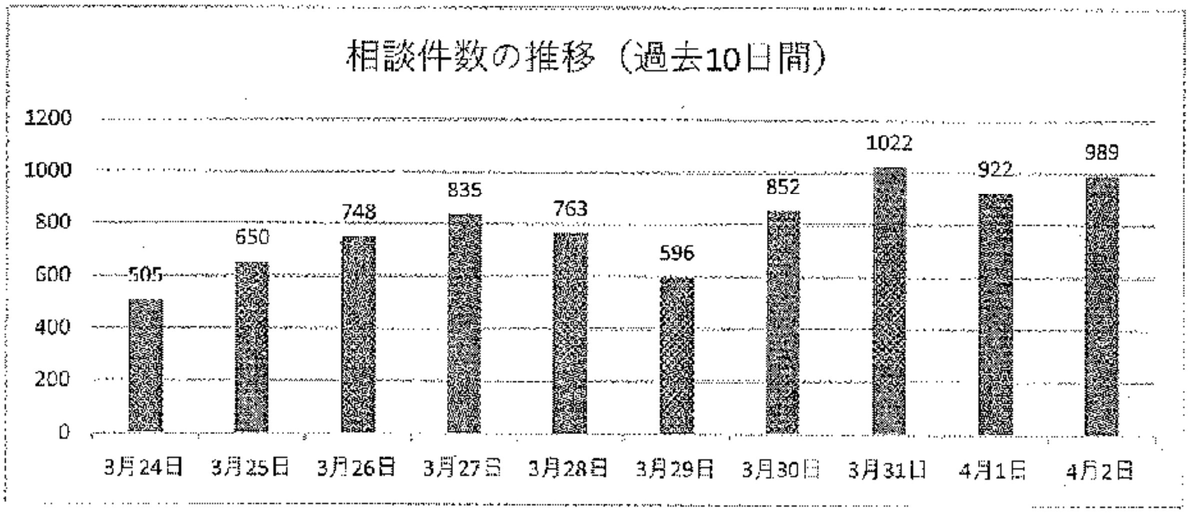

3　大阪府全体の検査陽性者の状況（4月1日時点）

検査件数	陽性者数	現在陽性者数	重症	軽症・無症状	死亡	退院済累計
3,852	278	186	12	174	2	90
（うち大阪市）	126	87	5	82	0	39

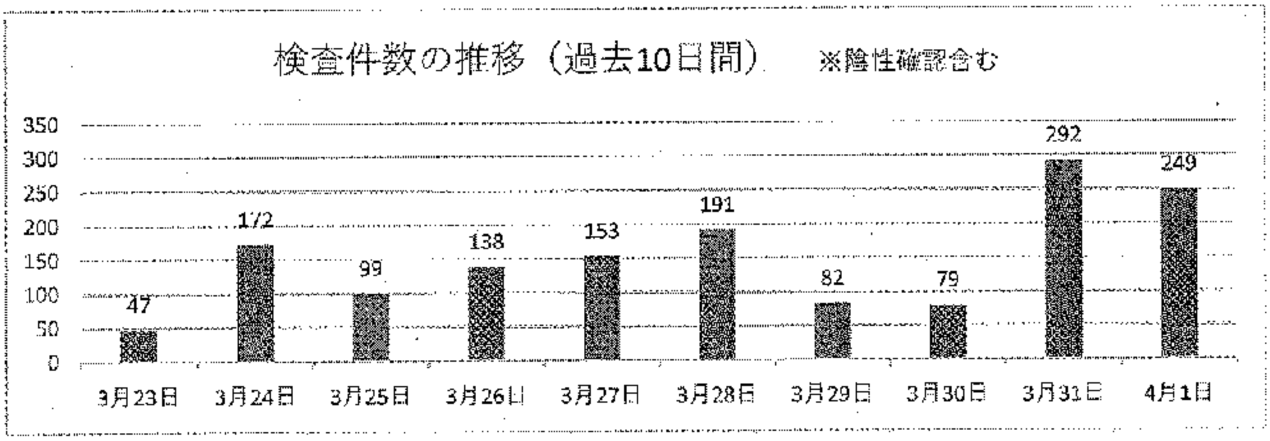

4 大阪市内の2月10日～3月31日における判明日及び発症日別流行曲線

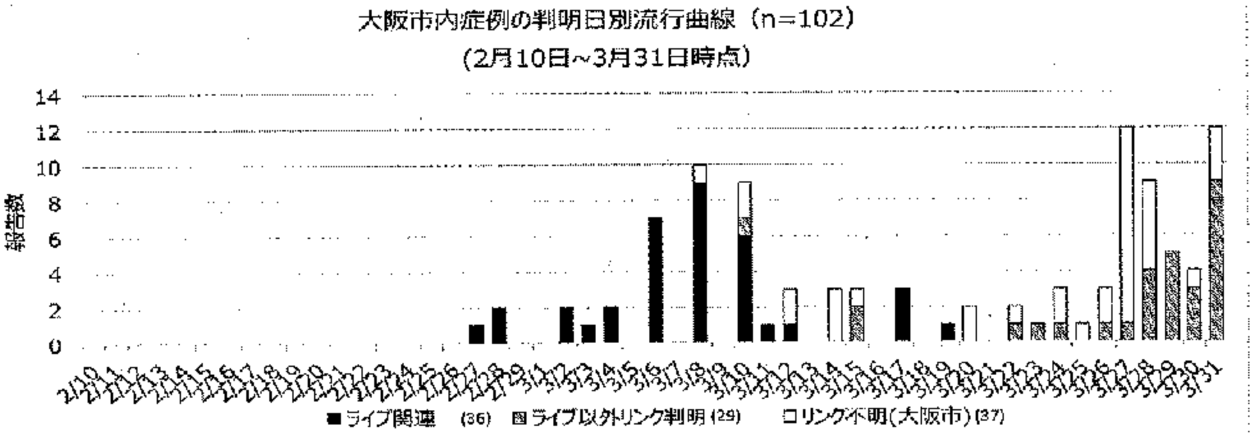

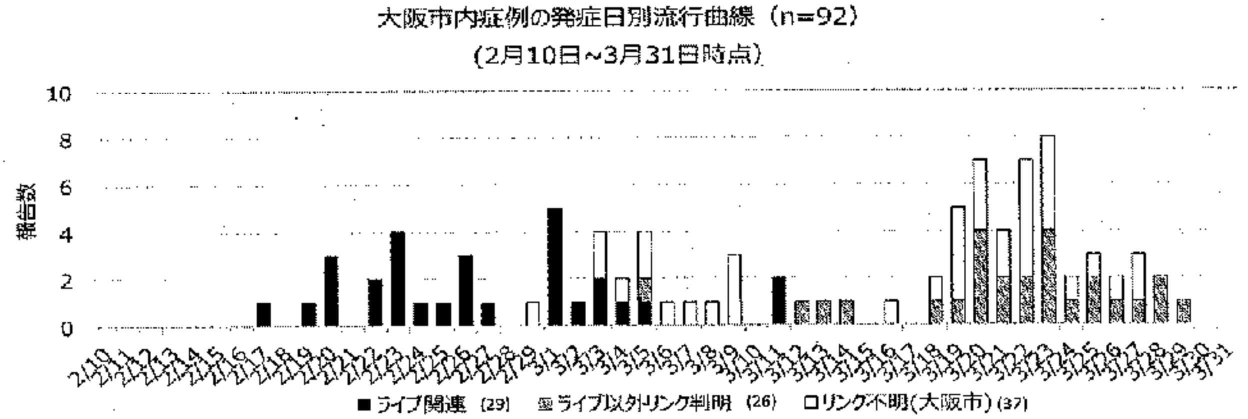

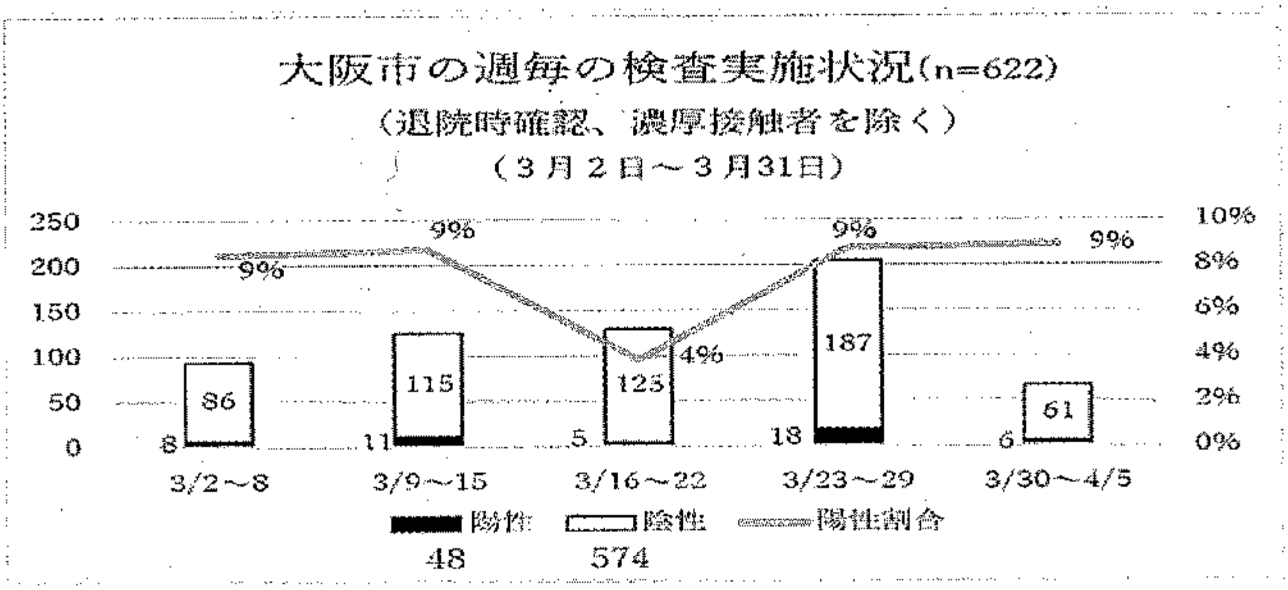

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

❶換気の悪い
密閉空間

❷多数が集まる
密集場所

❸間近で会話や発声をする
密接場面

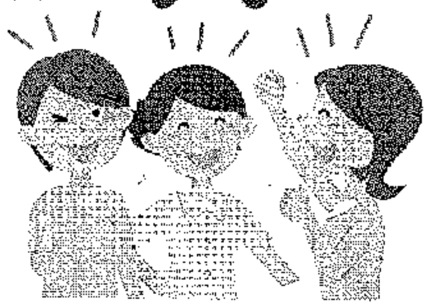

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

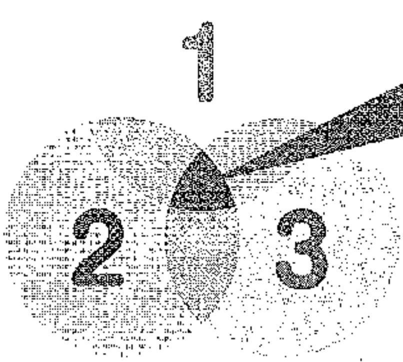

3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生のリスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan　厚生労働省　厚労省 コロナ　検索

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、府民の皆さま一人ひとりが、「感染しない」「感染させない」ための行動をとっていただくことが重要です。

「３つの密」を避けましょう

❶換気の悪い **密閉空間**

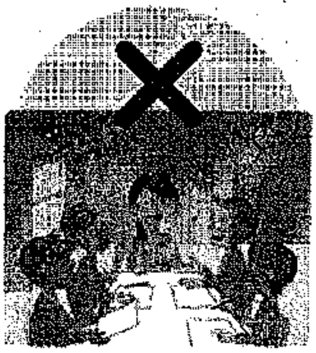

❷多数が集まる **密集場所**

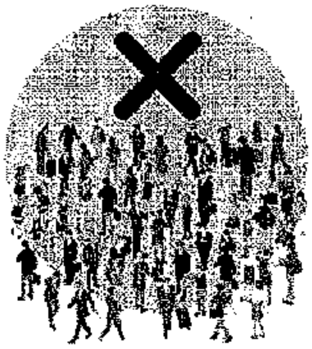

❸間近で会話や発声をする **密接場面**

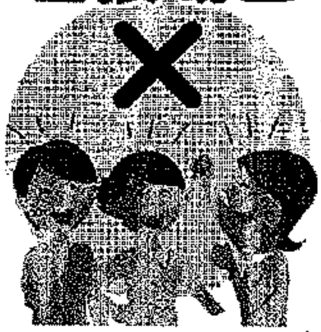

とりわけ、以下の取組みは避けていただくよう、お願いします。

接客を伴う飲食店や夜間の繁華街への外出はお控えください

・専門家の分析において、至近距離での会話など、接客を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されています。

できる限り多人数で集まることを避けましょう

・海外からの帰国者との集まりなどから感染拡大につながっている事例が確認されています。学生コンパなど多人数で集まることは避けましょう。
・また、大規模イベントについては引き続き自粛をお願いします。

屋内での大声を出す、息があがる行為を避けましょう

・カラオケなどで大声を出す行為や、スポーツジムなど息があがる運動時に、感染が拡がるおそれがあるとの専門家の指摘があります。

爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を避けるための努力を府民の皆さまで一丸となって行いましょう

発症状況（ライブハウス関係）　　　　　　（　4　月　2　日現在）

感染者の状況	累計	重症	軽症等	死亡	退院
府内感染者数	311	10	214	3	84
ﾗｲﾌﾞﾊｳｽ関連	74	0	14	0	60
帰国者関係	24	0	21	0	3
京産大関係	6	0	6	0	0
その他	207	10	173	3	21
市内感染者数	141	4	104	1	32
ﾗｲﾌﾞﾊｳｽ関連	35	0	8	0	27
帰国者関係	5	0	5	0	0
京産大関係	2	0	2	0	0
その他	99	4	89	1	5

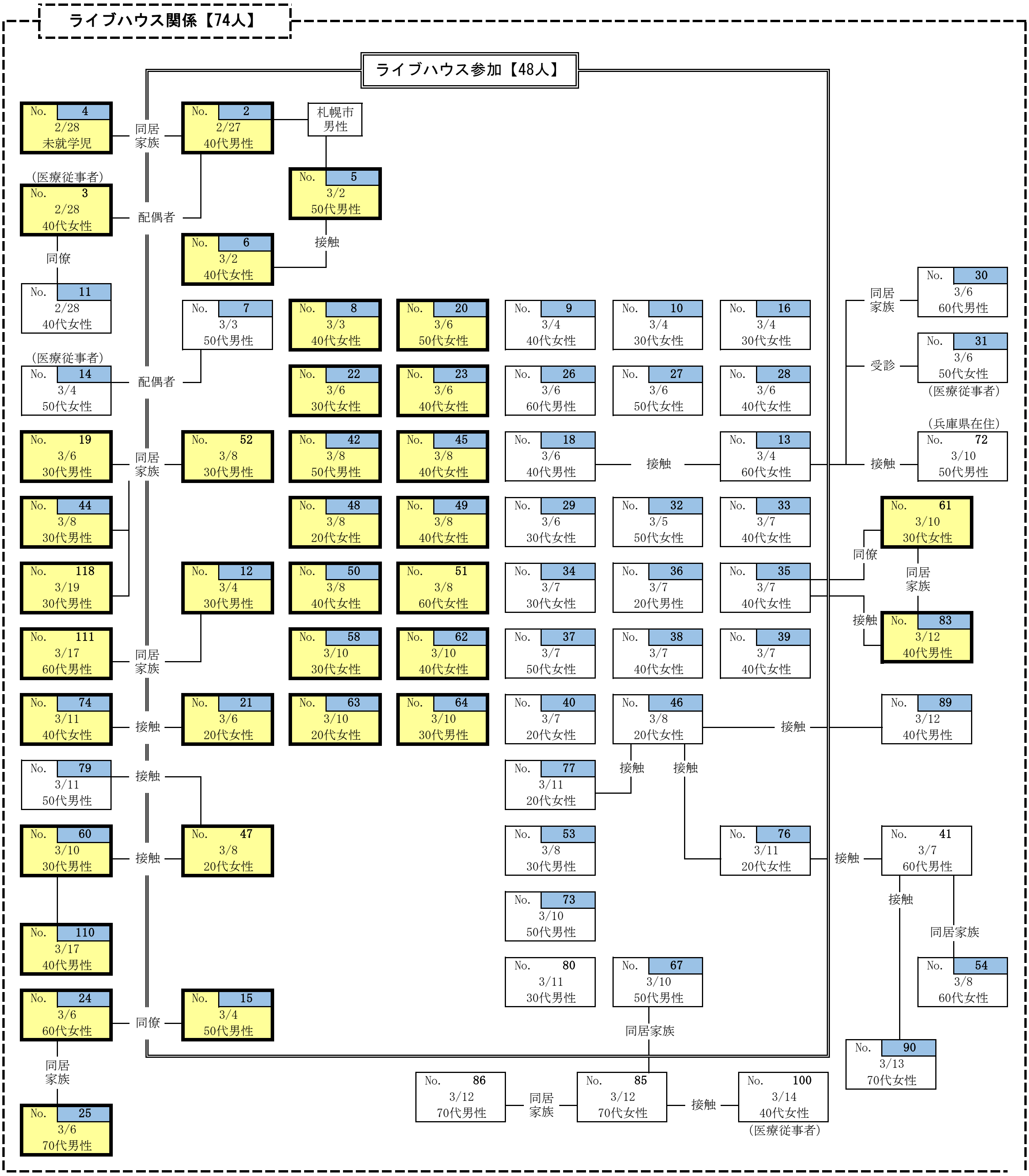

注釈

- （黄色枠）大阪市在住・所在
- （白枠）大阪府在住・所在（二重枠は新規追加分）

「No.」　大阪府報道発表の順（数字囲みは退院者）

発症状況（海外からの帰国者及び濃厚接触者）　　（ 4 月 2 日現在）　　危機管理室作成

海外からの帰国者及び濃厚接触者【24人】

- No. 132　3/23　30代男性（兵庫県103例目と接触）
- No. 178　3/28　20代男性
- No. 179　3/28　40代女性
- No. 268　4/1　50代女性
- No. 305　4/2　20代女性

- No. 99　3/14　30代女性
- No. 140　3/24　40代男性
- No. 123　3/20　60代女性 ― 同居家族 ― No. 119　3/18　20代男性 ― 同居家族 ― No. 122　3/20　60代男性
- No. 129　3/22　40代女性 ― 同居家族 ― No. 128　3/22　40代男性 ― 同居家族 ― No. 130　3/22　未就学児女性
- No. 149　3/25　30代男性
- No. 155　3/26　70代男性
- No. 172　3/27　50代男性
- No. 173　3/27　20代男性
- No. 180　3/28　70代男性
- No. 190　3/28　20代女性
- No. 201　3/29　20代女性
- No. 214　3/30　70代男性
- No. 221　3/31　30代男性
- No. 233　3/31　30代女性
- No. 271　4/1　40代男性

注釈

- 黄色枠：大阪市在住・所在
- 白枠：大阪府在住・所在（二重枠は新規追加分）
- 「No.」　大阪府報道発表の順（数字囲みは退院者）

発症状況（その他）　（ 4 月 2 日現在）

危機管理室作成

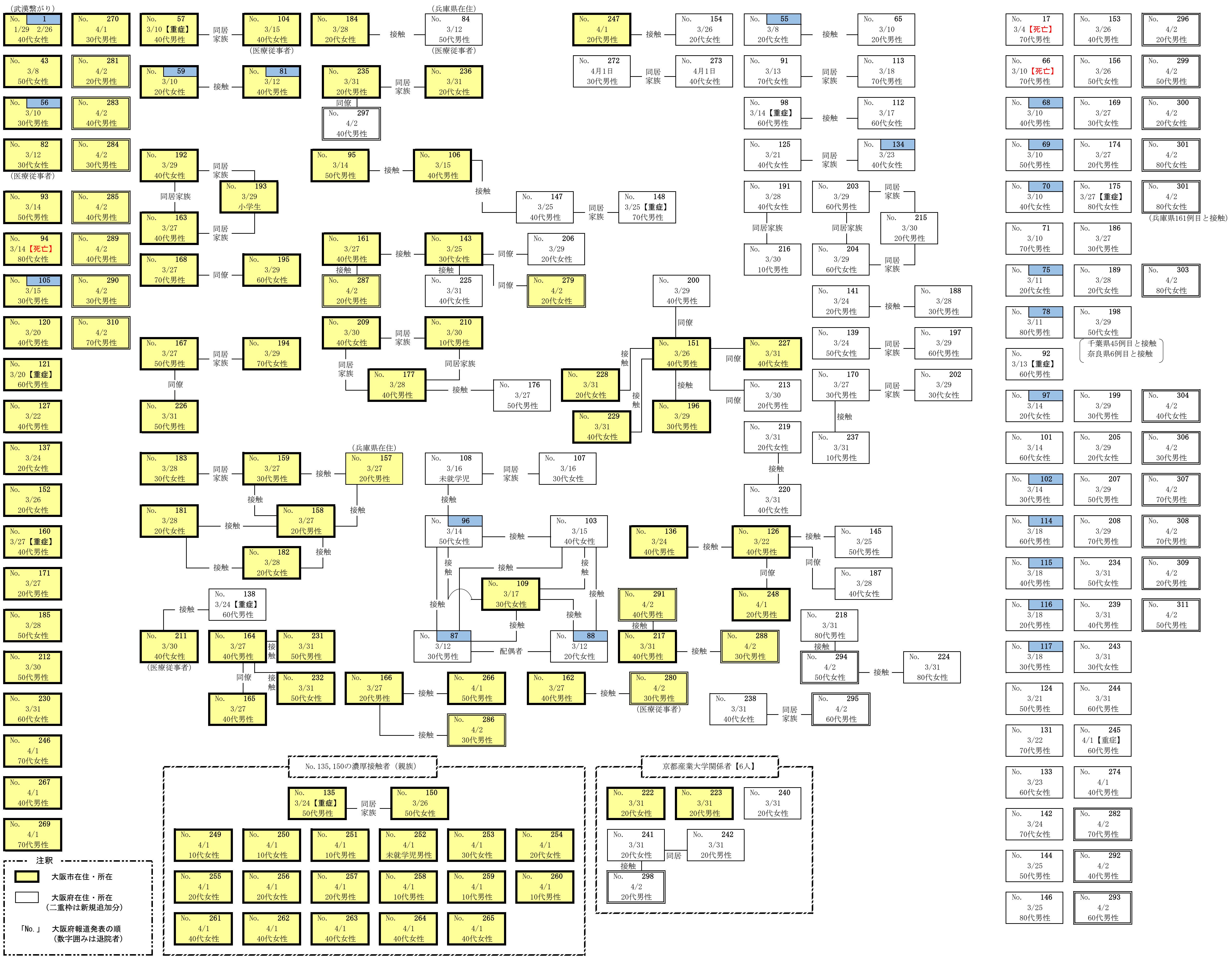

対策本部会議資料

大阪市立学校（幼稚園を含み、高校を除く）における臨時休業の措置について（案）

○臨時休業措置について（案）

４月８日から４月１９日（日）までを臨時休業とする。

・大阪における感染の拡大の状況を踏まえ、子どもの安全・健康を守るという観点を第一に考え、再開に向けた不安の声も勘案。
・一方、休業中の学習の保障や小中学校等の特性を踏まえた再開の検討、再開後の教育活動の円滑な実施に向けた取組も必要。

⇩

・４月８日に始業式を実施
（２回に分けて実施するなど、教室の中は２０人程度にとどめる）
・週に２回程度の登校日を設定。前の週までに登校日を決定しあらかじめ周知。（９日、１０日の設定は任意。）
・教育ブロック単位で登校日をとりまとめるなど、きめ細かく連携しながら進める。
・家庭で監護できない子どもについては、３月の臨時休業中と同様の取り扱いとする。
・今後の大阪における感染の状況や学校における児童等の感染の状況の推移を見定めたうえで、４月１４日頃に４月２０日（月）以降の扱いについて判断する。
・教育委員会で授業動画を作成して YouTube で公開し、各家庭で視聴してもらえるよう準備を進める。詳細は今後検討し、来週中には各学校等へ周知を行う。
・登校日に行う学習補充プリントの配付等と動画視聴を合わせて行うことで危機管理状況における一定の学力保障を行う。

市管理施設における集会、イベント自粛等についての取り扱い(案)

令和２年４月３日　危機管理室

1.　４月～６月末期間中の市管理施設使用については、感染防止のための以下の条件を満たさない、室内での集会、イベント等の新たな許可申請を受け付けない。
・集会、イベント開催中は常に換気を行うこと
・参加者間の距離を 2m以上確保し、お互いの接触は避けさせること
・演者等と聴衆、観客との距離を 5m以上離し、お互いの接触は行わないこと
・マスク着用の徹底及び消毒液を常備し、手に触れる箇所の消毒に努めること
・後日、状態を確認できるようにするため、参加者の氏名、連絡先を取得すること

2.　４月～６月末の期間で既に使用許可を行っていたものについて、新型コロナウイルス感染症予防等を理由としたキャンセルは、申出時期にかかわらず既納の使用料、キャンセル料等は返還免除する。

3.　市民に対して、４月～６月末にかけて行われる集会、イベントについて、感染予防の措置がとれないもの、とれていないものについての参加を避けるよう、より積極的に広報する。
　同時に、市管理施設を所管する各所属は、施設の指定管理者経由ではなく、不要不急の集会、イベントの開催自粛の依頼を主催者に直接行うとともに、開催する場合は１の条件を順守するよう指導する。

4.　新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づき、知事が施設の使用制限要請を行った場合は、知事が定める使用制限期間中の使用許可はすべて取り消す。なお、補償は行わない。また、施設使用許可を受けている者には、事前にその旨を伝えておく。
　さらに、使用制限期間中は新たな使用許可は一切行わない。

5.　国の経済対策として挙げられている、イベント事業者に対する給付金制度について、制度創設の際は事業者に対して積極的に案内する。

イベント自粛等について、主催者等への依頼文書（ひな形案）

行事・イベント主催者あて

市管理施設を所管する所属

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための、
行事・イベント等の自粛のお願い(依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国、府、市を挙げて感染拡大の防止に努めていますが、現時点においては、なお感染の拡大が続いている状況です。

とりわけ、大都市である大阪市では、多くの人が集まる行事、イベント等の開催もあり、そのような場所における集団感染発生が非常に危惧されるところです。

この間、様々な機会を通じて開催自粛等のお願いをしてまいったところですが、改めて、以下の事項について、何卒ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

1. 室内で多くの方が集まる行事、イベント等については、なるべく自粛をお願いします。なお、4 月～6 月末期間中の開催予定行事、イベント等で、感染防止のために開催自粛を行った施設使用料については全額返還しますとともに、キャンセル料金は頂戴いたしません。
2. 仮に、行事、イベント等を行う場合は、感染を少しでも防ぐために、以下の事項を厳守してください。なお、当該事項を厳守しても、感染リスクがゼロになるわけではないことを申し添えます。
   (1) 開催中は常に室内の換気を行うこと
   (2) 参加者間の距離を 2m以上確保し、お互いの接触は避けさせること
   (3) 演者等と聴衆・観客等との距離を 5m以上離し、お互いの接触は行わないこと
   (4) マスク着用の徹底及び消毒液を常備し、手に触れる箇所の消毒に努めること
   (5) 後日、状態を確認できるようにするため、参加者の氏名、連絡先を取得すること
3. 今後、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、大阪府知事が大阪府域に緊急事態宣言を行い、施設等の使用制限の要請を行った場合は、使用制限期間中の施設使用許可を取り消すことがあります。なお、その場合の損失補償は行いません。

令和２年4月３日時点

市内事業者向けの主な支援策等について

政府の緊急対応策－第2弾－
（3月10日公表）まで反映

経済戦略局

本資料の情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

信用保証と融資のイメージ図

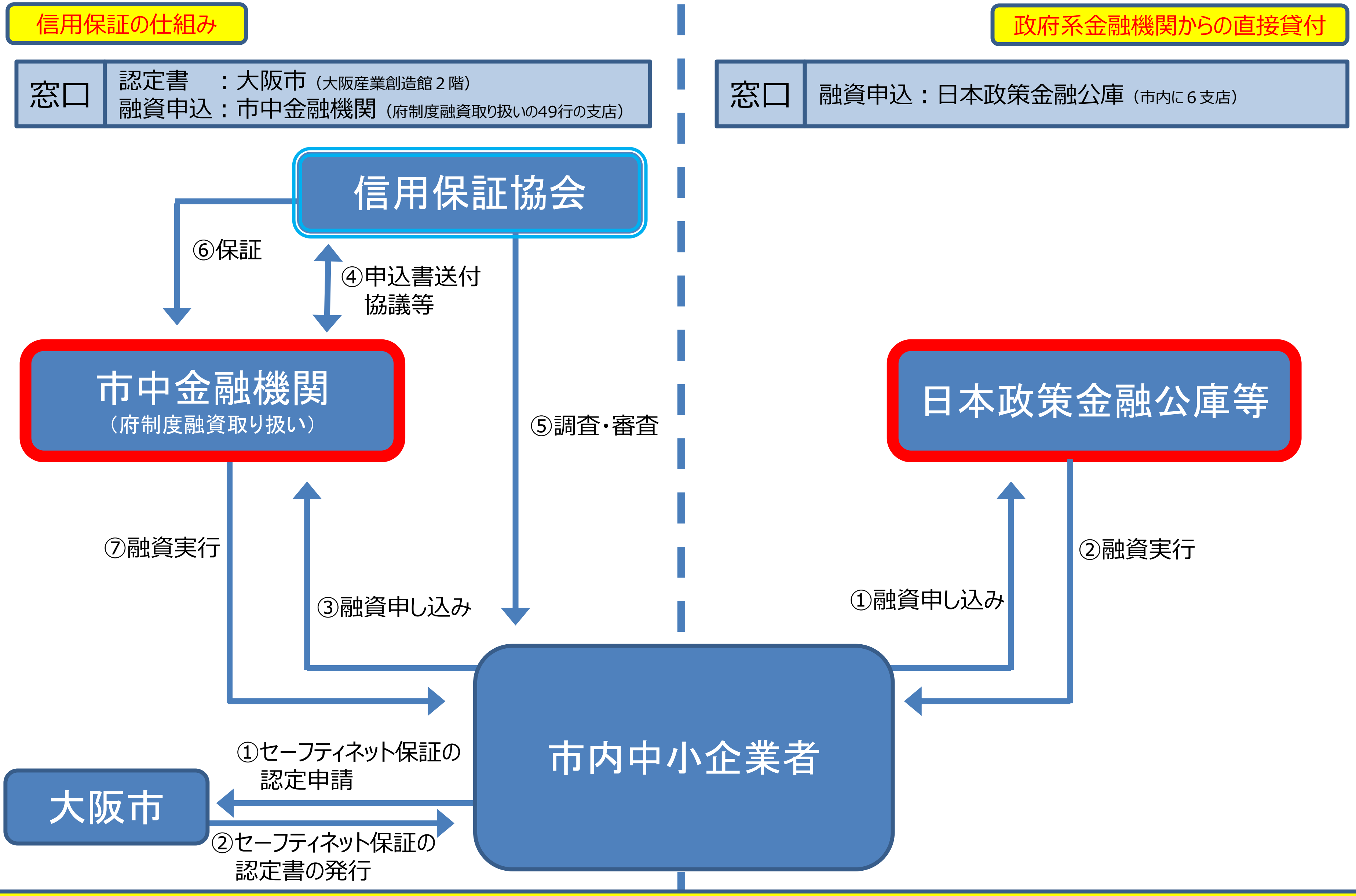

市内事業者にとって、政府系金融機関と市中金融機関(保証付)の複数の選択肢が用意されていることがメリット

このページの情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

信用保証付きの融資について

市中金融機関（府制度融資取扱金融機関）が、信用保証協会の保証を受けた中小企業に対し、貸付を実施

（府制度融資の概要）

	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金			新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）
		セーフティネット保証４号	セーフティネット保証５号	危機関連保証
融資対象者	売上が前年比10%減少（１か月）	売上が前年比20%減少（3か月）	売上が前年比5%減少（3か月）	売上が前年比15%減少（3か月）
業種	全業種	全業種	国が指定する業種	全業種
融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）			２億円（うち無担保8,000万円）
融資期間	７年以内（据置１年以内）			１０年以内（据置２年以内）
金利	年1.2%（固定）			年1.2%（固定）
保証料	保証協会の定める料率	0.90%	0.80%	0.80%
保証枠	一般保証	別枠保証（第１枠）		別枠保証（第２枠）
リスク負担	金融機関20% 保証協会80%	保証協会100%	金融機関20% 保証協会80%	保証協会100%

このページの情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

政府系金融機関からの直接貸付について

政府系金融機関である日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対し、直接貸付を実施

（日本政策金融公庫の貸付制度の概要）

	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
	小規模事業者・創業企業向け	中小企業向け
融資対象者	・最近1ヵ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少 等 ・中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	
融資限度額	6,000万円（別枠）	直接貸付 3億円（別枠）
融資期間	設備 20年以内（据置5年以内） 運転 15年以内（据置5年以内）	設備 20年以内（据置5年以内） 運転 15年以内（据置5年以内）
金利	当初～3年目まで： 基準利率-0.9%（3,000万円まで） 4年目以降 ： 基準利率	当初～3年目まで： 基準利率-0.9%（1億円まで） 4年目以降 ： 基準利率

特別利子補給制度（詳細は追って公表）
【概要】 ・左の貸付を受けた事業者のうち、 ■フリーランスを含む個人事業主 ■売上高が急減した事業者 を対象に利子補給を実施（事後給付） 【対象】 ・個人事業主 ：要件なし ・小規模事業者：売上高▲15%減少 ・中小企業者 ：売上高▲20%減少
[補給対象上限] ・中小事業1億円 ・国民事業3,000万円
[期間] ・借入後当初3年間

実質的な無利子化の実現

このページの情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

経営相談、設備投資、販路開拓等について

支援対象	支援制度	概要	窓口【実施主体】
経営相談を希望する事業者向け	経営相談窓口の設置	大阪産業創造館（2F中小企業プラザ内）にて経営相談を受付 ※「大阪府よろず支援拠点」に設置	産創館2階
サプライチェーンの毀損に悩む事業者向け	生産性革命の推進 ・サプライチェーンの毀損に対応するための設備投資や販路開拓への支援を優先的に実施		【以下の3制度は経済産業省】
	①ものづくり・商業・サービス補助	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 ：中小1/2小規模2/3 、1000万円	全国中小企業団体中央会
	②持続化補助	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援：1/2 、50万円 → **大阪市において、補助制度上の加点措置を受けるための証明書（売上減少）の発行**	大阪商工会議所
	③IT導入補助	事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化を支援：1/2 、30～450万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

このページの情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

労働者の支援等につながる助成金等について

経済戦略局

支援対象	支援制度	概要	窓口【実施主体】
事業活動の縮小等により労働者（正規※）に一時的に休業等を行う事業主向け	雇用調整助成金の特例措置	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に休業等を行った場合、必要な休業手当・賃金等の一部を助成 【助成率】大企業1/2、中小企業2/3※ 【支給限度日数】1年間で100日 （3年間で150日） 追加特例：6か月未満の労働者（新卒等）も対象　等	大阪労働局 【厚生労働省】
労働者（正規・非正規）に有給の休暇を取得させた事業主向け	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	こどもの世話を行う保護者に、有給休暇を取得させた事業主に対する助成 【支給額】休暇中に支払った賃金相当額の10/10（日額上限8,330円）	大阪労働局 【厚生労働省】
委託を受けて個人で仕事をする方等向け（個人事業主・フリーランス）	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	こどもの世話を行う保護者に、就業できなかった日数に応じて定額を支援 【支給額】日額4,100円	学校等休業助成金・支援金受付センター 【厚生労働省】
テレワークを導入を検討している事業主向け	テレワークに関する情報提供	テレワーク相談センターでの無償相談 テレワーク情報サイトでの事例紹介　等	テレワーク情報サイト【総務省】 テレワーク相談センター【厚生労働省】
	時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）	テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対する助成 【支給額】対象経費の合計額×1/2（上限100万円）	テレワーク相談センター【厚生労働省】

※自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）は助成率を引き上げ、非正規も対象

このページの情報は、国や大阪府、金融機関等のホームページに掲載されている情報を大阪市が取りまとめたものです。

各種支援制度の情報提供サイトの構築

◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種の支援制度について、**<u>利用者の目線に立って</u>**、必要な情報を見つけやすく、わかりやすい形でお届け（簡易な検索機能、目的別にカテゴライズ）

◆国の新たな経済対策も盛り込むなど、最新の情報を集約・提供する新たなウェブサイトを、**<u>４月上旬に公開予定</u>**

（イメージ図）

参考資料

参考資料

① 認定件数の実績・推移（3月2日～31日）

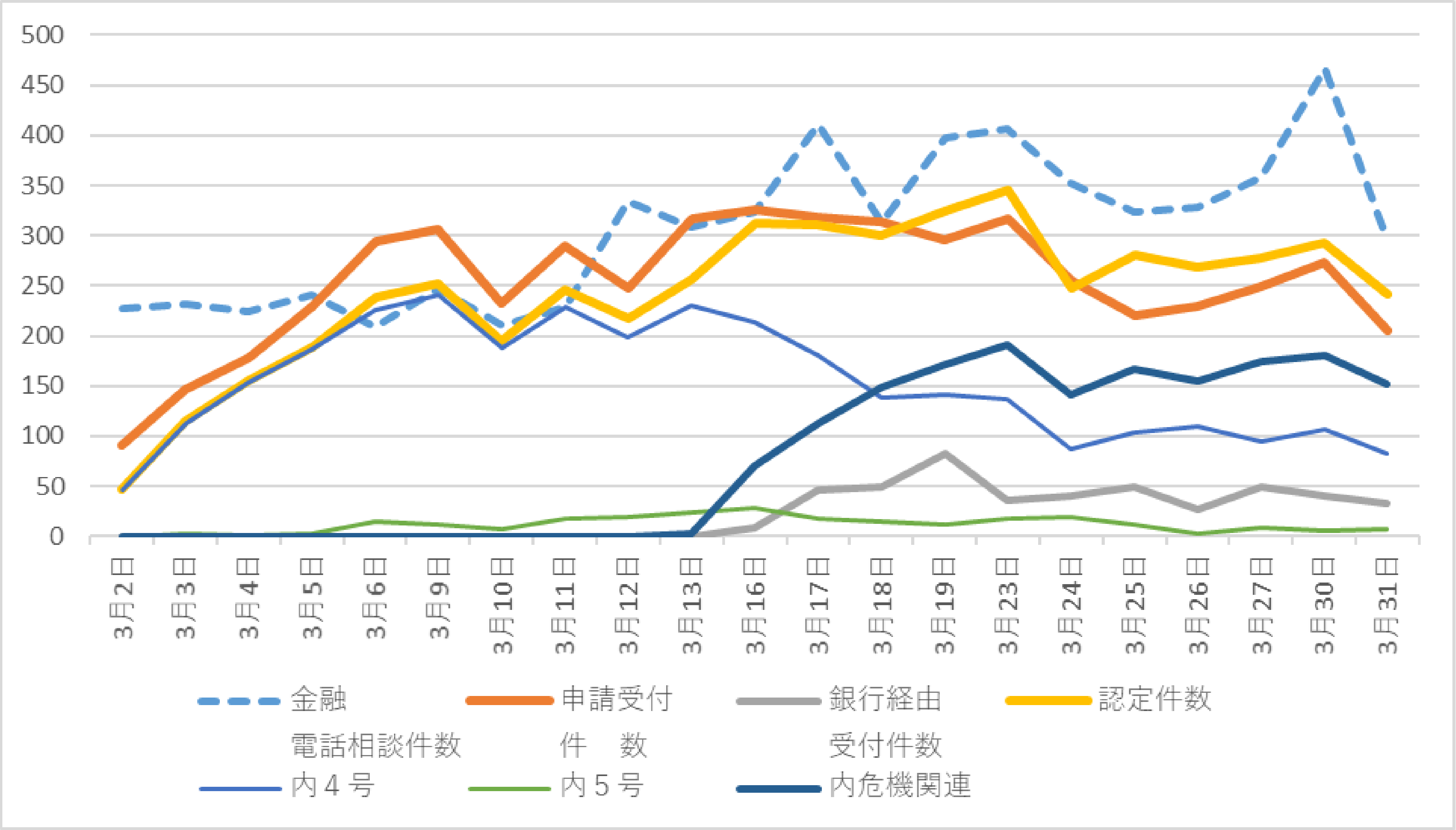

参考資料

①-2　認定件数の実績・推移（3月2日～31日）

	金融 電話相談件数	申請受付 件　数	銀行経由 受付件数	認定件数	内４号	内５号	内危機関連
3月2日	227	91	–	47	47	0	–
3月3日	232	147	–	115	113	2	–
3月4日	224	178	–	156	154	1	–
3月5日	240	230	–	189	187	2	–
3月6日	209	294	–	239	225	15	–
3月9日	247	306	–	252	240	12	–
3月10日	210	233	–	195	188	7	–
3月11日	229	289	–	246	229	17	–
3月12日	334	247	–	218	199	19	–
3月13日	309	317	–	256	230	23	3
3月16日	323	326	9	312	214	28	70
3月17日	411	318	47	311	180	18	113
3月18日	313	314	49	301	138	14	149
3月19日	397	295	82	324	141	11	172
3月23日	406	317	36	346	137	18	191
3月24日	353	255	41	247	87	19	141
3月25日	324	220	50	281	103	11	167
3月26日	328	229	27	268	110	3	155
3月27日	359	249	49	278	94	9	175
3月30日	467	273	40	292	106	5	181
3月31日	296	206	33	241	82	7	152
合計	6,438	5,334	463	5,114	3,204	241	1,669

営業日	21	21	11	24	21	21	12
1日平均件数	307	254	42	213	153	11	139

窓口対応について
整理券配布　：8時半～
受付時間（当日対応）：9時～16時半まで
16時半までの受付分は当日発行（21時頃まで対応）

参考資料

② 認定の属性分析（業種） （3月2日～27日）

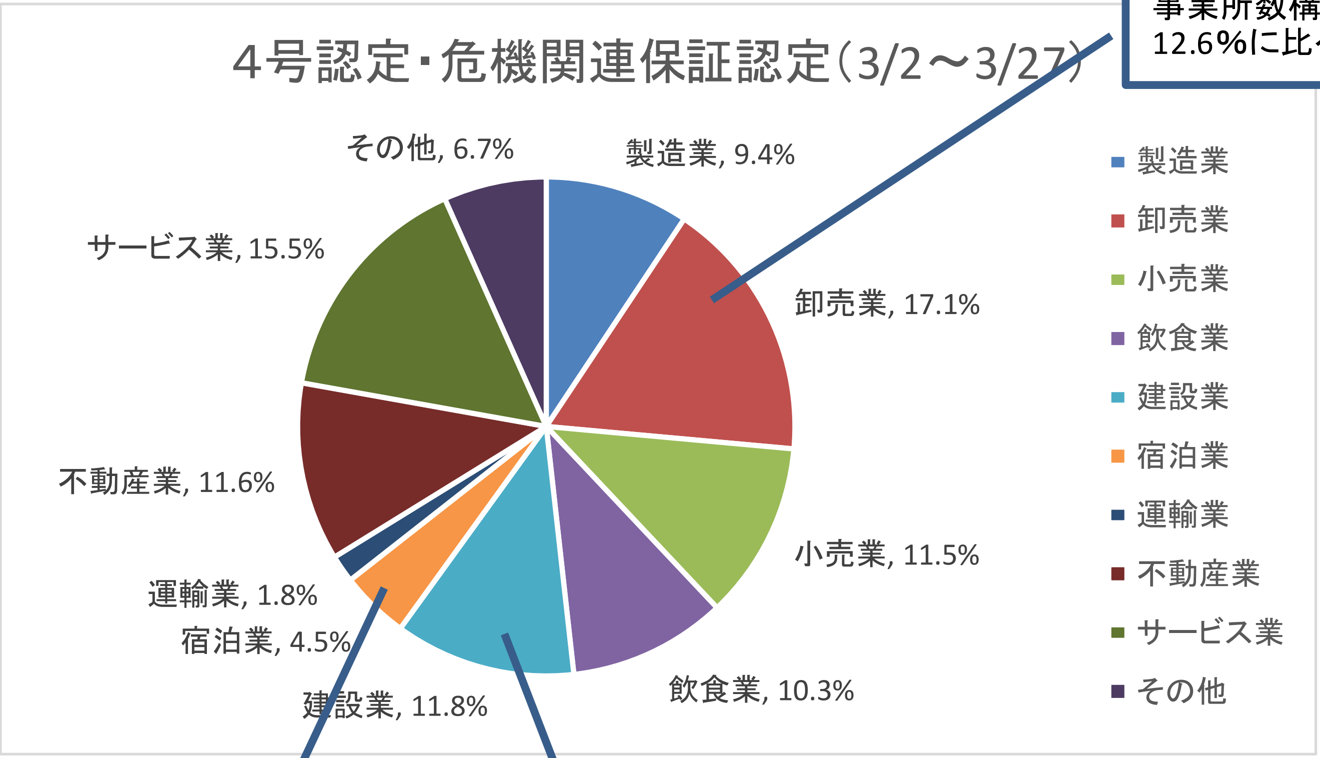

卸売業842件（17.1%）
事業所数構成比
12.6%に比べて高い

宿泊業220件（4.5%）
事業所数構成比
0.4%に比べて高い

建設業580件（11.8%）
事業所数構成比
4.9%に比べて高い

参考資料

②-2　認定の属性分析（業種）　（3月2日～27日）

セーフティネット保証4号・危機関連保証
認定件数の構成比

全体	認定数	構成比
製造業	462	9.4%
卸売業	842	17.1%
小売業	568	11.5%
飲食業	507	10.3%
建設業	580	11.8%
宿泊業	220	4.5%
運輸業	88	1.8%
不動産業	571	11.6%
サービス業	765	15.5%
その他	330	6.7%
合計（のべ）	4,933	100.0%

事業所数の構成比

2016年	事業所数	構成比
製造業	16,574	9.2%
卸売業	22,668	12.6%
小売業	26,687	14.9%
飲食業	25,965	14.4%
建設業	8,829	4.9%
宿泊業	642	0.4%
運輸業	4,151	2.3%
不動産業	15,228	8.5%
サービス業	34,203	19.1%
その他	24,305	13.5%
合計（のべ）	179,252	100.0%

参考資料

③　認定の属性分析（所在区）　（3月2日～27日）

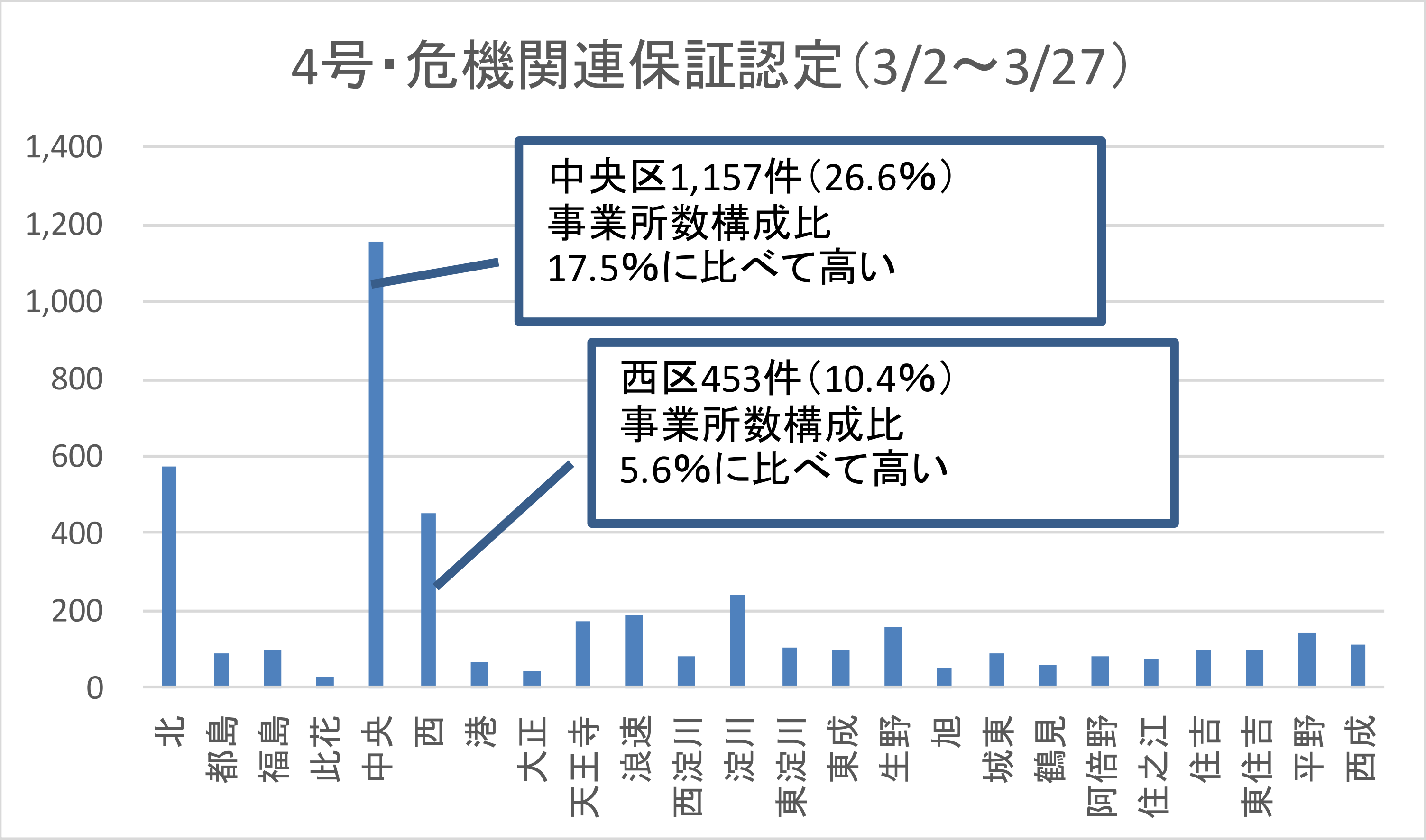

参考資料

③-2　認定の属性分析（所在区）　（3月2日～27日）

セーフティネット保証4号・危機関連
保証認定件数の構成比

	認定数	構成比
北	572	13.2%
都島	91	2.1%
福島	93	2.1%
此花	28	0.6%
中央	1,157	26.6%
西	453	10.4%
港	63	1.4%
大正	47	1.1%
天王寺	169	3.9%
浪速	190	4.4%
西淀川	81	1.9%
淀川	240	5.5%
東淀川	107	2.5%
東成	99	2.3%
生野	154	3.5%
旭	54	1.2%
城東	89	2.0%
鶴見	56	1.3%
阿倍野	82	1.9%
住之江	74	1.7%
住吉	96	2.2%
東住吉	97	2.2%
平野	142	3.3%
西成	115	2.6%
合計	4,349	100.0%

事業所数の構成比

	事業所数	構成比
北区	26,275	14.7
都島区	4,981	2.8
福島区	4,861	2.7
此花区	2,650	1.5
中央区	31,316	17.5
西区	9,969	5.6
港区	3,982	2.2
大正区	3,250	1.8
天王寺区	6,051	3.4
浪速区	5,463	3.0
西淀川区	4,170	2.3
淀川区	11,478	6.4
東淀川区	5,176	2.9
東成区	4,735	2.6
生野区	7,460	4.2
旭区	3,418	1.9
城東区	5,524	3.1
鶴見区	3,857	2.2
阿倍野区	5,668	3.2
住之江区	5,187	2.9
住吉区	5,215	2.9
東住吉区	5,683	3.2
平野区	7,592	4.2
西成区	5,291	3.0
大阪市	179,252	100.0

新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について

1．制度概要

○ 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2．新型コロナウイルス感染症に関する対応

○ 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した３月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × ２／３ × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用

令和２年１月１日～９月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長１年６月まで）